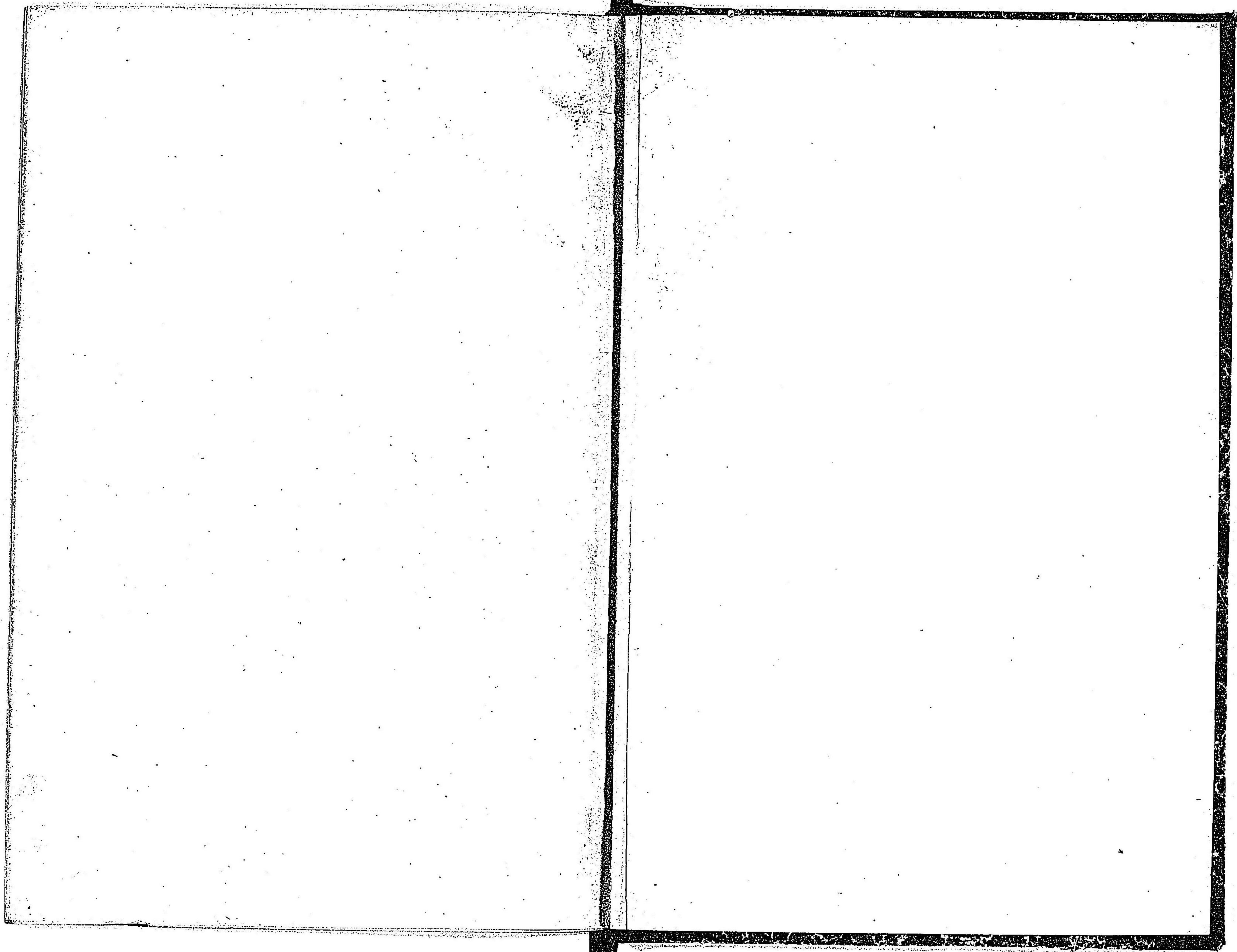


92

59

看守訓授筆記
全



序

余常に吏員に語て

曰く職務の爲めには忠實なれ

否な寧ろ愚直

なれと余素より

才學の士を好まざるにあらず然れとも彬々兼

備の人に乏きを

如何せん是職務の爲めには寧ろ愚直なるの勝

れるを尙ふ所以

なり余乏きを典獄に承く茲に年あり至誠以て

聊か斯道の爲め

に盡さんと欲すれとも淺短の識未た其志を貫

通するを得ざるを以て宿志の十一を償ふこと能はざるを遺憾

とす惟に今や世事の日進月歩せる其風を換へ俗を遷す駿々乎

として恰も走馬燈に似たり故に徒に曩日の志想を以て今日を

律すへからざるは智者を待つて後に知るへからず是を以て苟

も職を獄務に奉ずるものは社會の進歩に伴ひ人情の趨勢に駕

し觸法不逞の徒輩をして遷善悛惡の途に由らしむるは實に斯

道の大經たるを知らざるへからず義已に然り其理豈に端緒な



二
きを得んや余嘗て以爲らく獄務をして益々完全の城に進めんと欲せば先づ看守教養を専らにするにあり果して看守教養にして遺憾なきに至らば獄務自から擧らざらんと欲するも得へけんや然れとも亦未た其意を盡すことを得ず今年を以て鍛冶橋監獄署を市ヶ谷の地に移さんとするの議決するや不肖委員長の任を辱ふし爾來専ら其役を董す市ヶ谷は鍛冶橋を距る殆んど二里にして人車以て來往するも尙ほ數時間を銷し故に出ては則ち市ヶ谷の役を督し入つては則ち常務を監するの煩なきを得ず然れとも看守教養の怠るへからざるを以て時々教習所に臨み寧ろ愚直なるも徒に才學を銜ふに勝れる所爲の理を説示し又間々速記者を聘し其要を筆録し以て他日の參稽に供す抑も講話の目的たる勉めて平易にして聽講者をして其意を了得するに難からざることを期せり而して講話其數を重ねる

に隨ひ筆記も亦漸く加はるを以て遂に之を鉛槧に附し以て授業に頒ち聊か後進者の爲に貢獻するの微衷にして初學の徒之一讀せば蓋し其目的を達するの一助たらんと卑近淺短の説話を省さる所以なり幸に同好の士其卑近を陋とせず誨ゆる處あらは謹んで其高説に従はんのみ

明治三十四年十一月 日

著 者 識

看守訓授筆記

藤澤正啓述

第一章 總論

諸子は監獄に此度始めて職を奉じられたか又は嘗て奉職したることあるべきも日淺き人々であらうから一通り監獄の事に付御話致そうと思ふ

監獄は以前は牢屋と云ふて世の中から忌み嫌はれいやな場所であると多くの人が其感情を持って居つたのである是は畢竟當時の役人の悪いと云ふことも一原因ならんも一は法の立方が今日と違ふて居るので凡て日本の事は多く朝鮮又は支那から來てそれを模範として發達せしめたるので刑法と云ふもの已に唐又は明の法を採つたものである徳川時代より近く明治十五年迄行はれたのも夫である監獄も亦諸の制度に伴ひ支那を手本としたるもの故監獄其者の取扱が慘酷であるのみならず今日より見れば刑法其者が極めて嚴酷なるもので在つたのである例へば火を放ちたる者は火刑に行ふとか奸婦本夫を害したるものは犯罪地にて

刑を行ふが如く全く刑は復讐の有様なる故犯罪者は社會に害をなしたる者である吾々の同胞に迷惑を掛けたる者であるから半屋に入れて酷い目に逢はすと所謂社會の人に代て監獄の役人が復讐をすると云ふ様な有様である夫れてあるから役人の在監人を取扱ふ事も極めて冷酷で而も世人が其話を聞ても實に恐しい場所であると云ふて戦慄する様な有様でなければならぬと考へ其方針で刑を執行したのである夫故昔から普通人情で出来難い事を平氣で行ふ様な者の事を「慘酷なること獄吏の如し」と云ふ形容詞があつて此上も無い不人情の有様を監獄の役人に譬ふる位であつた凡そ人間の性として慘酷と云ふ様なことは好まざるものである其好まざる事をする場所又は役人であるから半屋は嫌な場所である場所が嫌であれば従て其處に勤むる役人も嫌な役人であると云ふが如き感情を社會が持て居たのである然るに維新後凡ての事が歐羅巴の諸制度を探て行ふ様になり従て監獄の在監人の取扱ひをも所謂歐洲風に據て支那風を棄てることになつた西洋では昔から今日の如き有様で在りしかと云へば決して左様でない早く文明に赴きたる英國に於てすらも今より百四五十年前迄は猶監獄は多く地下層に在りて空氣の流通光線の透入少く其拘禁の方法も亦男女の區別さへも十分行はれ

す男女互に交通し食物の給與も亦粗末極まりて監内の不潔は名狀すべからざりしと云ふを以も如何に其頃の監獄の亂暴なりしかを類推することが出来る又其他歐羅巴諸國の監獄も大同少異であつた此時丁度ジョン・ホルドと云ふ有名の監獄改良家が出た此ホルドは今より百七十五年前英國のロンドンに生れ始め商業に従事して居りしが嘗て他國の震災救助に赴く爲め航海の途中本國の敵國なる佛國の巡邏船の爲めに捕はれ囚虜となり監獄に投ぜられたる際其監獄の悲惨にして囚人を遇するの妄狀なるを視茲に監獄改良の爲めに身を捧ぐるの端を啓き出獄して本國に歸るや歐洲諸國の監獄を歴訪すること五回旅行を企つること十四回道程四万五千英里危険に遭遇すること數十回自己の財産を費すと十五万圓に達し而も尙暇あれば著述を爲して監獄改良上に鴻益を興へ又博愛慈善の事業に努力して以て郷里の弊風を一洗する等六十餘年間一日の如く遂に監獄視察の爲魯國に旅行したる途中疫病に罹り遂に黃泉の客となつた此ホルドの偉大なる熱心に由て歐洲諸國の帝王政治家法律家監獄實務家等の心を動し英國に於ては全氏の意見に出る獄制改良法案を可決せられた乍併此法案は或る事情の爲め遂に行はれずして止みしかど其餘勢は遠く海の彼岸に達して彼の米國に行

はるゝに至つた米國に於ては百十五年前始てペンシルベニア州のフィラデルフィヤに分房制の監獄建設せられた是が世人が云ふ「ペンシルベニア制」なるものである其後ニウヨーク州のアップルンに於て晝間は雜居し又運動を共にせしむるも夜間は嚴に分房にする一新監獄を建設した是が「アップルン制」と稱するものである此兩制度に付ては互に利害を主張し決する處なかりしも兎に角是よりして歐洲諸國も競ふて監獄に改良を施し今日に及びたる次第である如斯監獄の改良せられたるは固よりホワルド一人の力ではなく今日迄には數多の學者慈善家の力に由りたること勿論なれどホワルドが唱へ出してより社會の注意を喚起したのであるから我々は常に記憶し置くべき者であらうと思ふ

今や凡ての事物が殆んど世界的に傾き彼我長短相補ふ様に成り居れば監獄の制度に於ても或る程度迄は一致し得べきを以て學者慈善家等相集り議決するの必要を認め茲に監獄の萬國會議なるもの起り其一回は二十九年前十ロンドンに於て開き爾後回を重ねること六回其最終は昨年白耳義國のブルッセルに開きたり己に我政府よりも是に加入して委員を派遣せられたること三回に及べり一體に在監人則ち囚人を取扱ふに就ては色々の學者の意見もあるけれども當人

を改善せしむる事所謂悪い心を改めさすると云ふ意味は必ず其内に含んで居らねばならぬ事は今日にては當然の話である世の中には悪事をなすものは到底駄目な者である如何に手を盡しても直らないと云ふ論と否其方法宜しきを得れば直らないことはない誘導則ち刑の執行宜しきを得ないのであると云ふ二つの意見もあるが成程多數中には到底直らない者が無きにしてもあらずだが之は極く少部分に過ぎない方法の宜敷を得たならば多數の者は直るであらうと思ふ殊に未丁年犯罪者の如き調べて見れば多くは父母に早く離れた者であるとか繼母に就き養育された者であるとか極めて貧乏にして家も無いと云ふ者が多のである丁年以上に及んで一定の思想が定つた後は兎も角も未だ十六歳や十七歳位の年齢にして自分の便る所謂保護者を持たない孤獨者て一方に教育と云ふ事がなかつたなら窮しては悪事に陥ると云ふは之れ止むを得ない順序であらうと思ふ世人は一度悪い事を爲せば重ねて又悪事をする者であらうと思ふて居れども其割に多いものてない東京や大坂の如き割合に再犯者の多い場所をも百人の入監者の内て七十人位が再犯に爲つて居る又犯數を重ねる者も再犯迄は多く三犯となると極めて數が減ずる最早四犯といふ事になると極めて少數になるもので其七十

名の中でも博奕の如き者が少からぬ數である

其所て吾々即ち司獄官の勤めは随分に面倒なる所の職務で世人は唯在監者を逃亡させない様番をして居れば濟むものの如き考を持つて居る者も多いのであるで決して唯番をして居るのみの事であつたら誠に心配のない職務であるけれども決して如斯容易きものではない實に種々の専門の職務を集めたる一種複雑なる事務を持つて居るもので先づ第一に取締則ち戒護といふ方に就ては警察に似て居り又一面學校の教員の如き或は宗教家の如き考を以て扱はねばならぬ場合もある事務を扱ふ上に就ては金錢の出納と云ふ様なものは餘程込入つた繁雜な取扱を要し又取扱數に於ても殆んど大きな所の會計局位の事務に譲らない又囚人に作業を爲さしむる上に就ては勸業的の考を持たねばならぬ又原料を買入れ夫れを製造し相當の純益を見て社會に賣却すると云ふ點に於ては殆んど商業家の如き有様である如斯種々の職務を集め合はした職務に従事して居るもの故從て腦髓も單一では如何ぬ故に司獄官として平生心得て置かねばならぬ二三の事を御話して置うと思ふ

麼は監獄に這入る凡ての者は親兄弟に見放され親類には意見を爲し盡され此の

廣き天地の間に身を寄する所のない者が多いので世の中に自分の身から云はゞ誰が一番深切であるかと云ふと自分の親兄弟位ひ深切な者は無のである其世の中に此上もない深切なる者の戒も用ひずして終に今日國家の法律を破る罪囚となる様な心得違ひの者であるから随分扱ひ惡へ者が多いのである中には實に腹も立ちたいと云ふ様な場合も多々あれども自分の子供でゝもあれば其親が場合に依つては手にて頭を打つと云ふ様な事は尙今日でも世の中の父兄は行はれて居るけれども在監人を取扱ふ上に就ては今日夫等の事は到底行ふ能はざる故監獄の規律并に教誨と又吾々の言語と吾々の熱心なる注意と身の行ひを以て彼等を戒しめ善良の方向に誘導する事を努めねばならぬ夫故に吾々が常に注意せねばならぬ事は在監人を取扱ふ上に於ては如何なる場合に際するも怒ると云ふ事は堅く慎むべき事である人は怒ると云ふ事が心に生ずると常識を失ふて仕舞ふ常識を失ふの結果は間違つた事を言ひ間違つた事をやる様になる又在監人と云ふ者は非常に猜疑心の深いものであつて立派な身分の人でも監獄に這入ると事物盡く疑の念に驅られて仕舞ふ是は必竟監獄なる場所は社會の交通を絶たれて全く司獄官に自分の身體を一任して居る者である故吾々の言行の一言一舉が彼

等の身に酷の痛痒を感ずると云ふ結果からではあろうか兎に角在監人は大に物を疑ひ易ひと云ふ事を豫め知て居らねばならぬ一度吾々が怒を生じた事を彼等が氣付くと那の人は自分に對して怒つて居るから自分に不利益な事を爲すであらうと邪推する其結果が正當の事をしても深切な事をしても皆彼れが疑ひの種となると云ふとに至る然しながら在監人は物の分らない者であるから不都合をして構はぬと云ふ様な考を持たば大なる間違である吾々の命令を用ひず規律を其通り行はぬと云ふ事が在つた時には決して斟酌を加へず其の事情を詳かに上官に報告を爲さねばならぬ若し婦人の如き情を以て自分が報告をしたならば彼は獄則の處分に逢ふから抔と姑息な考を以て居つたならば彼をして悪心を増長させる結果に至る故に自分の命令を用ひない迎怒つてはならぬ然し是を不問に附すといふ事も甚だ不都合である司獄官の身體を完全なものとして譬へて見たならば慈愛と云ふ身體に嚴正といふ衣を着けて居るといふ心持が大切な事である彼等は不都合の所爲ありしにもせよ固より學校の教育もなく又家庭の教育もなくして成長して居るものであるから詰り言替へて見れば物の分らない者であるから其分らない者が失禮な事を爲たと云ふて之に對し怒るが如きは丁度

小兒を相手にして相撲を取るが如きものである成程在監人は體格に於ては吾々同様な並の成育をして居れども心に徳義とか或は公共心とか云ふ事に就ては殆んど零に成つて居るのであれば其者を捕へて彼が斯く云ふたア云ふたと云ふて一々顔へ青筋を出し腹を立つる事になれば徒に自分の品位を卑くするようなものである故に呉れ呉れも在監人を取扱ふに就ては立腹(怒)と云ふ事を慎まねばならぬ又吾々が心に慈悲のあるのは獨り職務上又理屈上に就て必要であるのみならず人情の上から云ふても能く考へて見なければならぬ事であらうと思ふ今日彼等が罪人となつて赤い着物を着て居り吾々は役人と云ふて羅紗の着物を着て居るのは生れ來つた際から自然に此幸福を得て居るかと思ふと決して左様でない人間の生るゝ時には皆同一の有様で生るゝのである幸にして吾々は相當の家庭に生れて殊に生れてからして以來人間の歩む軌道を踏迷はないやうに教導をして呉れたる尊族親が居つた故である吾々の父母或は叔父母とか兄姉とか云ふ様な先に生れた人か其所には河がある其道を行けば溝がある其所を行けば大山かあると云ふて注意して呉れた結果として尋常の道を歩み來つて今日迄過ちがなかつたのである然るに彼れ在監人に於ては其扶けがなく唯食事を爲たが爲

めに身體が人並に成育した許りの者が多い故に體格から云へば少も吾々と異らぬか心は空虚なのである此點から云ふても在監人の多數の者は可愛想な有様の者が多い然れども彼等は吾々が惘然と云ふ事を明に云ふたならば元來無教育の者なれば所謂附上ると云ふ惡弊を來す恐れがある故に衣には嚴正を着なければならぬといふ所以である又世の中では惡人罪人といふ事を一口に云ふて仕舞ふけれども多數の者の中には世の進歩に連れて自分の職業を失ひし者或は政治の仕方によつて自己の職業を失ひしとか又は天變地異の爲め一朝にして自分の財産を悉皆滅却したと云ふような結果貧に迫つて遂に致方なき處より不圖惡心を生ずるといふ例を見ること亦往々ある故に一概に捨てはならぬ而已ならず失張我々が同胞であるから心の不具ものでも兎に角始末をして國家の安寧秩序を保つと云ふことに注意されねばならぬ

吾々は身を以て彼等の龜鑑となると云ふ考を以て居らねばならぬ故に監獄署に出勤して勤務に就く時許りでなく家に於ても言行共に能く慎むべきものである今日在監者でも明日は社會に出るものもあるべし今日社會に居るものでも明日は監獄へ這入つて來る者もあるべし社會の事は直ちに署内にも知れ署内の事は

直ちに社會に知れるは當然なれば若し吾が宅に居る時と勤務に就く時と言行一致せざれば那の人は斯の如き人である品行の悪い人である身分不相應の負債のある人であると云ふやうな事が在つたならば吾々が如何に嚴正に如何に深切に彼等を取扱ふと雖ども彼等は決して精神より心服するとをせず若しも吾々の命令を守らざれば獄則に由て處分を受くる故止を得ず服従はなさんも眞心より成程自分が悪かつた命令は守らなければならぬと云ふことを眞實に悔悟する者は無るべしと思ふ又勤務するにも上官の視て居る時のみ勉強して影に放慢の行爲あらんが万一上官の視線を免かれても百千の環視者即ち在監人は始終諸子の一舉一動細大共に見て居る故那の人は上官の見て居る所では正直に勤むるも見て居らぬ所では怠慢の行爲があると假令口には云はざるも心に思はしむる様な事あらば在監人をして自分の身を信用さずする事は得て留むべからずであるて在監人に對しては決して欺くべからず偽を云ふべからずといふ事を心掛けねばならぬ誰れでも自身で偽を云ふと謂ふ者はあらざれども些少の事は普通意に留めず偽を云ふ事が多くある例令ば來客に對し留守を使ふとか又は途中に他人に面會して意中になき人をも御尋ね申べきが遂に繁忙の爲に御不沙汰せりなど詐言

を用ゆる例は吾々には珍しき事でもなく又悪事とも思はぬ事であるも在監人に對しては如斯事に似寄の些々たる事をも深く注意を要さねばならぬ司獄官の云ふ事は間違はないと云ふ事を彼等の脳髓に入れ置く事が必要である殊に新任の人は尙更注意を要すべき事でも自分が知らぬ事が多くある爲に在監人からして馬鹿にさるゝと云ふ觀念を持つ人もある又實際に新任者は知らぬ事多きは當然である故に偶々在監人から物を尋ねらるゝ時に自分が知らぬと云はゞ彼等から輕蔑を受くるならんと云ふ考から一時の間に合せを云ふ又知らぬことを知つた如くに装ひ答へて仕舞ふと云ふことなきにしもあらずと思ふ然し新に拜命をした當時物を知らぬは當然の話であれば決して知らぬことを知つた振りして答ふるよりは寧ろ自分は未だ其事は承知しない上官に尋ねて知らるすと明かに答へて上官に尋ねてから知らするやうにした方が如何にも潔白である又人間は往々物を忘るゝ事もある者なれば知らぬとか忘れたからと云ふても夫れは決して耻かしいの又不都合と云ふべきものでない何かを在監人からして願出づる事があつて其事を失念して居つて後日に至り過日願つた事は如何なりしかと尋ねられた場合自己の忘れたと云ふとを隠すが爲め那の事は已に上官に申立あるが未だ沙

汰なし何れ其内に沙汰があるならんと云ふが如き遁辭を云ふて一時を糊塗する事は反て不都合である如斯場合は其事は失念して居つて上官に聞て置かなかつたから早速尋ねて知らすると明かに云ふ方が宜敷のである同じ在監人を扱ふ上にも囚人と被告人と懲治人とは扱ひが違ふ殊に被告人の如きは一時の嫌疑により監獄に入れてある者である故中には全く罪を犯したとなく只嫌疑で這入つて居る者もある故に被告人の間は罪人扱ひを爲すべからずといふ理屈がある故に出來得る丈は被告人の間は便宜を與へて遣る様にせねばならぬ又取扱上に就ては囚人となれば身體の強弱年齢等により斟酌するの外一定の取扱をするが被告人の間は其者の社會にありしときの身分に由ても多少斟酌をすると云ふのが當然である譬へば言葉の如きも囚人となれば普通の稱號は汝であるとか其方とか東京では貴様とかいふ言葉は下等社會の使ふ言葉で餘り感心した言葉でない先づ貴様と云つても苦しくないけれども被告人の方は相當の身分であればアナタと云ふ敬稱を用ゐる又貴様と云ふ言葉も用ゐる場合の人もある被告人で居る場合は身分等が能く分らない者が多い故概して拘置監では前といふ則ち東京にて同等より少く下等に用ゆる言葉を普通の稱號として置く懲治人の方は是は全く

罪人ではなく社會に此儘置かば終には罪人に成ると云ふ結果を見るのであるから懲治監に入れて惡念を矯正する目的で入れて置くので一體は是は監獄の中に入れて置くは頗る危険な譯で既に惡人を入れてある中に此先き惡事を仕やうと云ふ者を入れて置くのは火の傍に火藥を持つて行くやうな有様である併しながら今日では其懲治人等を入るゝ爲に別場所を置くこと云ふのは經費の許さざる處なるが爲に監獄の内に拘禁して置くことになつて居る併しこれは昨年感化院法といふ法律が出て居る故各縣を退々準備整頓次第監獄の中に這入らない様になるであらう監獄を「規律の府」と云ふが殊に囚人を取扱ふに於ては此言葉を忘れてはならぬ併しながら此規律といふ事は口では云ひ易けれども實際に行ふ場合に於て其規律と云ふ事の區域が頗る分らない已に囚人となれば一舉一動寝ても起きても凡て規律の範圍より脱せしめぬ様に取扱はねばならぬ而して一面には監獄といふ所は誠に窮屈な所であると感ぜしめ又一面には彼等の身體に規律の習慣を付けて社會へ出てからも夫れが習ひになるやうにする事が必要である犯罪でもして入監する者は多くは平素の生活の有様が極めて不規律にて勝手なれば夜間も一時二時迄も夜更して朝は九時や十時迄も寝るとか又は食事の時間も不

規則にて金錢が一時手に入れば明日の事の考もなく使ひ盡すとか言ふが如き極めて不規則なるものであるから寢臥起床の事は勿論食事の時間や小憩の如き稍や大なる事の外極めて些細なる事に付其二三の例を中せば便所に行く時間の一定より衣類の着用方下駄の脱き方食事の爲し方他に對する禮法言葉の使ひ方の如きに至る迄心得を示し守らしめねばならぬ又多數の監獄に入るが如き下等社會のものには下帶襦袢の洗濯又は衣類の綻び等などに無頓着にて他人の前に出づるを耻ぢざるが如き類而已なれば一定の期日を以て下帶襦袢の洗濯を行はしめ汚垢に染り臭氣あるは衛生上の害のみならず他人に對し無禮のものなりとの感念を持たしむることに注意せねばならぬ又今一つには作業の事で此作業の事は極めて熱心に自己の根氣のあらん限り働かせると云ふことを考へなければならぬ之は獨り働くといふ習慣を付けてやるのみならず一面には監獄と云ふ場所には彼等を働かして収入を多く見ようと云ふ目的の場所ではないか併し良民の膏血を以て惡人を衣食せしめて置く場所であれば出來得る丈は収入と云ふ事にも注意せねばならぬのである中には自分の財産を盗まれた人又は自分の身體を毆打せられ創傷を蒙れる人が自分の品を盗み自分の身體に傷を負はせた人に向

て衣食を給して居る様な事である故是が個人間の事であれば頗る不都合の感情を持つべけれども國法の上に於て國民は其資力に應じて納税の義務を負はせられ之に依て政府は安寧秩序を保つての責を生じ従て商人でも工業者でも病人でも女でも將た老人でも安心さして社會に棲息して居る事が出来るのであるから其機關として警察なる者を設け自分の身體財産を保護して呉れる若しも警察の力足らずして自分の身體財産に危害損傷を與へた者あらば裁判官が相當の刑を宣告し其實行として監獄署で夫れを執行するのである故に監獄の經費の如きも結局國民自身の保護の報酬であれとも先きに述べたる如く他の國費に費すとは少しく事情も違ふ故能く考へて國家の刑罰といふ範圍を越へない限りは収入といふ點にも注意をして作業の事も獎勵せんければならぬ監獄の事務は各縣共多くは一課二課三課とを置き分掌してある先づ一課では在監人の身分に就ての事を扱ひ文書の往復と會計に關する事も兼務し第二課では在監人の戒護に就ての事務を執り第三課では作業并に調度の事に就ての事務を執る分掌の上から云へば右の通りで其の外に尙醫務所と云ふて在監人の病氣の治療を掌り又監獄の衛生を司る所がある是は凡て醫者で組織してある尙其外に教務所此は在監人の教誨に

關する事并に教育に關することを司つて居る故に在監人に看讀せしむる書籍の如きも此教務所で檢閲を行ふ在監人を取扱ふ上に就ては過日も謂ふが如く在監人は非常に疑の深い者であるから平常彼等に疑ひの心を起させぬ事の心掛が大切である一二の例を上げて見ると在監人に對して物を云ふ時には傍らの人に聞へる様に明確に云ふ様に心掛ねばならぬ又は監房に居るものに對して外から何か云ふ時には隣房の者にも聞ゆる様に明に命令を傳へなければいかぬ若し然らざれば隣室の在監人は早くも疑心を起し彼に對して看守は何を密かに云いしか何を看守が話をせしかと氣を廻して終には種々の疑の眼を以て見るやうになる平生秘密と云ふ事は容易にある事でない偶同囚の密告でもする場合は夫は秘密にせねばならぬを以て其時には彼が舉動言葉に於て其事と思はゞ後に能く尋ねるから待てと云ふて他の者の聞て居る所では一時停めて而して看守長に向て何號の囚人が密告をすべき模樣がありましたと云ふ事の報告をするが好い若し看守長に報告する場合なくば目立たぬ様にして其陳述を聞くと云ふ臨機の計をなすのである教誨及教誨師に對しての注意を話して置かん此教誨なるものは佛敎或は神道耶蘇と云ふやうな宗教家が來て多く教誨師となつて居るのである此信仰

の事に就ては各自に勝手に佛敎を信じやうと神道を信じ様と囚人の好む所で自由であるけれども今日の監獄の有様では各自の好む宗教を隨意に聞かしまる能はざる事情あるを以て一定の宗旨の人を雇ひ入れて而して在監人に敎誨を聞かす事にしてある此敎誨と云事は謂ふ迄もなく心を正直にすることが第一であるから餘程六ヶ敷のである第一在監人が敎誨を受けて其の守らうといふには先づ敎誨する其人を信用せざれば敎誨も役に立たぬ夫故出來得る丈け在監人をして敎誨師は尊敬すべき人である信すべき人であると思はするには矢張吾々自ら相當の尊敬の意を以て敎誨師を待遇せねばならぬ自分等が信じないと云ふが如き舉動を爲して在監人へのみ信用せよと云ふは六ヶ敷事である我々が個人私事として其或る宗旨を信ずると信ぜざるとは各々の自由であるが監獄に於て是は宜しい那の宗旨は善い宗旨であると極めて敎誨師として雇ふてある以上は其敎誨師を飽まで尊敬して在監人をして誠に彼人は尊敬すべき人であるとの念の起さしめて其人の云ふ事を信じさせねばならぬそれ故敎誨師に對するにも矢張上官に對する如くし又敎誨する場合の如きも注意の一二を擧ぐれば敎誨中に前面を横切りて往來するとか或は靴の音を慎まらずに歩むとか云ふ様な事の

無いようにせんければならぬ又敎誨の少しく永き時には往々無遠慮に欠伸を爲すとか早く終れかしと思ふが如き容貌又は形容を爲す如きは最も慎まねばならぬ又在監人が敎誨を受けながら密々呟き話をするとか傍見をして聽聞せざるとか居睡りをするとか云ふ場合にも看守は聲を發して彼等を叱責し爲めに敎誨の妨げとなることを注意せねばならぬ若し此場合に聲を出して叱ると外の囚人が皆其方に心を寄せ敎誨が耳へ這入らぬことに成るを以て甚敷場合の外は其儘にして置て不都合のあつた者の番號を記臆し敎誨の終る後ち此番號の者が斯く斯くの不都合を致せりと看守長へ報告をする様にしたい敎誨の聽聞と云ふ事に就ては在監人の行狀を視察する科目の中にあれば敎誨を能く心を用ゐて聽聞するや否やを必ず看守が注意せねばならぬ

又此行狀に關聯して居から書物の事も注意の爲に話すべし在監人は往々實際に見せぬ或は讀もせぬ本を買入れて貰ふ者がある彼者は感心である能く本を取寄すると云ふ事を看守に云はれ或場合の爲にしやうと云ふ野心からは等は讀もせぬ本を買入れたり差入れて貰ふのである是等も能く注意せねばならぬ在監人の行狀を視察する事は看守の尤も大切なる職務であれども是又頗る困難

の事である度々監獄に来る者は吾々の機嫌の取方監獄の様子も充分に知つて居るから吾々の眼前では極めて謹慎を表して改心の模様を装ひ腹中では斯くせねば損であると思つて居る結果として心に背く事を爲して居る全体に人の性質を知る事は頗る困難の事である凡そ人心の變つて居るは人の顔の變つて居る位いな事ではなく實に種々の性質のものがある参考の爲めに凡そ人の性質の區別を一通り御話して置きたいと思ふ先づ豫め左の數種に岐る

- (一) 輕々しく人を悪く云ふたり褒めたりする者
- (二) 人を憎んだり可愛がつたりする事の甚しき者
- (三) 悦んだり腹を立つたりする時の人並勝れて早い者
- (四) 心では道理の能く分つて居りても口に出して夫を謂ふ事の出來ない者
- (五) 自分が口に出して其事を云はうと思へば云ふ事の出來るのも慎んで猥りに口にする事を好まぬ者
- (六) 心は極めて剛膽で而して好んで人を欺く者
- (七) 腹の中には少しも勇氣がなくして唯才氣許を以て横着に人を欺く者

(八) 見た所が誠に恐ろしい様子容貌で極めて腹の臆病の者

(九) 見た所が誠に女の様に柔順で而して大膽不敵の者

(十) 過失があつて自分の腹の中では悪いと思つても底意地が強くて夫を悪いと口に出して云はぬ者

(十一) 自分の過失を氣が注がないで矢張り自分の仕た事を道理ありと云ひ張る者

(十二) 自分が悪いと云ふことを氣が付けば夫を政めて悔悟する者

(十三) 膽力が大きくて心の綿密でない者

(十四) 膽力が少なくても心も亦綿密でない者

(十五) 外面では誠に優しく笑ふて居るけれども腹の中に怒つて居る者

(十六) 外から見た所では非常に腹を立て居ると云ふやうな見掛けでも腹の中では笑つて居ると云ふ横着な者

(十七) 此方から強く掛ければ直ぐ弱つて閉口する者

(十八) 此方から強く掛ければ激して益々強く掛つて來る者

(十九) 穩和に此方から掛れば能く服する者

(二十) 穩和に掛つて行けば反て傲慢にして服しない者

(二十一) 自分の仕出來かした事は遁辭を以て之を言ひ通げやうとする狡猾な者
先づ大別して此位人の性質は變つて居るものであるが尙細かに視察せば此他尙種々あるべきも人の性質を知ることには非常に困難の事である夫を見抜いて此者は悔悟した改悛の模様があると云ふ迄に證據立つるのは餘程の注意に由らさるべからざるは當然ならんと思ふ

夫て其者の行狀の報告と云ふものは其結果は終に在監人の特赦となり或は假出獄となると云ふ非常の恩典に關繫する者であれば此視察は呉れくも誤らぬやう深く注意を要せねばならぬ彼等が看守に對して柔順であるのは腹の中から其通であるのか或は外面許であるか又は家族の事杯を思ふ模様があるか無きか其等の事を察するには家族から手紙の來た時或は面會の有つた時又は教誨師の教誨の有つた時等に於て發見し易いのである教誨杯を聞いて居つても矢張り自分の真心から聞いて居るか或は謹聽する体裁を裝ふて居るか作業の場合等も彼は工錢を貯蓄したりと云ふて勉勵するのであるか又は仕事に熟達を爲たいと云ふて勉強するか又は働いて錢を貰つてそして今月は其錢で買物か爲たい詰り其欲望

は食物にあるかと云ふ事も常に視察して居らねばならぬ尙又貸與へてある着物蒲團其他の總貸與品作業の節貸與する器具の如きも能く自分のものゝ如く大切に取扱ふや否やも注意し其外にも行狀が宜しい改心もしたと謂つて賞表を貰つた時或は獄則に違犯したと謂ふて懲罰に附せらるる時も彼が舉動を見るには最も良い場合である又監房や工場に居りても種々人を教唆したり惡事を教ふるると云ふ風なきか大要此在監人の行狀を見る上に於ては是非此位の注意を要せねばならぬ

是よりは在監人が入監するより監獄を放免に成る迄の順序を簡短に御話仕ようと思ふ是は監獄の規則の内にあるから其規則に就て諸子が見れば分る事ではあるけれども僅の日數て是等の規則を皆暗ずる事は困難で在うから一通御話して置こう

入監して來る時は多くの場合は巡查か拘留狀を以て引致して來る其拘留狀には本人の住所と職業と年齢と右は何々の事件に就き鍛治橋監獄署に拘留すべきものなりと認め檢事誰(或場合には豫審判事誰)と署名してある其とき書記か出て先づ其書面は正當の者であるや否やと云ふ事を調べて而して名籍原簿と云ふ帳簿

に記入するのである此原簿中に記入する所は澤山にあるから何れ現物を見ずる事にするが一面には當人の持てる品物當人の着て来た衣類を目録に書て其品毎に見積り代價を附くる其品物も單に拾一枚とか單衣一枚とかでなく譬へば木綿紺飛白中古の拾一枚双子藍縞の新しき拾一枚裏淺黄の木綿又煙草入れにしてものとする而して當人をして其品物と代價とを見せて本人が得心であるか否かと云ふ事を確かむる爲に拇印をさせ夫が濟みて巡査に向ては某を受取たとの領收書を出して夫から身体を檢査して包藏物でも在るか又身体に病氣傷等は無いかと云ふ事を能く取調て二課の方へ送る二課では都合に依りては湯に入れ又湯で身体を拭かせ而して此者は何の監房に送るべきを看守に命じて其監房に入れしむる順序となる其時には在監中の心得又心得べき個條を書た物がある夫は監房の中に備付けてあれば夫を能く見るべきことを示し尙本人に與ふる蒲團には白い布が付けてあるを以て是に番號を記入して房に入る監房に入るにも先に人が這入つて居る房であれば今此人は新に這入つて来た人である故監房の中の勝手も分るまいから能く深切に面倒を見てやらねばならぬと云ふ事を同房者

に注意し殊に夜分にでもなると房の中は暗く便所なり流しなり其他の置場が判然せざる場合があれば前に居る者をして殊更に懇切に教へよと云ふことを注意せねばならぬ既に刑か決定して巢鴨市ヶ谷に押送する場合となり囚人を連れ出す時は當人の所持品は勿論見て居つた書籍類も監房に忘るゝ事のなきやうに注意を要し又夫か確定して赤い着物を着る朝になれば典獄より刑期と放免の日尙又在監中の心得を示す尙其外に醫者が身體の檢査をなし教誨師は教誨をなし名籍主任は身分帳といふものを作る此身分帳は本人の一切の事を書綴つてあるものである尙心得て居らねばならぬ事は放免の期日と云ふものは一課の方で調査をし典獄も夫を檢査する事に成つて居れば誤りは容易に無き筈なれども萬一其期日を誤つた時には頗る重大の事であるを以て餘程慎重の注意を要し其放免の日は刑の確定の日に放免曆簿なる帳面に記入す此放免曆簿は例へば明治三十五年十月十日に放免に成る者であれば三十五年十月十日の所に名前を記入して置く夫であるから今日の所を披いて見ると今日監獄から放免さるる者の姓名が其所に書てある故に間違の無い筈なれども尙間違のないために本人の這入つて居る監房の前に掛札を置いて夫れには當人の名前番號罪質刑期當人の放免さるゝ

日が書てある夫れて往々執行の時分に放免の日を示されても忘れて居り重ねて聞かると場合がある其時には房前の札を見てお前は何月何日が満期なるを以て其翌日を以て放免になると示す其時如何にも自分の考とは日が違ひます自分が御定すると何年何月何日になりますと云ふ事を述ふる者あらば官で調べた事は間違ひはないお前の勘違ならんなどと決して退けてはならぬ如斯場合には直ちに上官に報告するのである

尙獄則處分を執行せんとする場合も屏禁を除くの外は醫者が身體を検査せざれば罰を行ふを得ず是等も混雜をして取急いた場合には醫者の検査なしに執行があるやうの事があつては不都合の事故注意して若し如斯場合と氣が注かば捨置ずるに看守長に其事を報告するのである

三度の食物即ち飯の如きも仕事に由て分量は定まりて九合以下と成つて居れば仕事に由て八合與ふる者もあれば七合のものもある一々人を見て其食料を極むる事は六ヶ敷ゆへ止を得ず仕事に由つて定めて置く其結果として或る者は到底喰ひ切れぬ者あるやも知れぬ若し左様のものあらば本人の喰べ残しを殘飯として仕舞へば豚の食になるまである誠に無益の事である其等の場合には八合の

食であつたならば七合に減ずる尤も本人に對してはお前の仕事に就ては八合を與へらるゝが相當であるが見る所では度々食物を殘すから七合に減じたら如何だ又喰へらるる様になれば何時でも殖して貰へる故當分の内減じて貰ふたならばと注意するが簡要なり又彼等は密に食物を交換する事がある此は獨り囚人許でなく被告人も監房中で密に博奕の真似をして食物を賭して取り遣りする事がある能く注意を要す己に囚人となりて居れば監房中には何も携帶することが出来ぬ雜居房であれば三冊の本を持って居るのみで其外は官より貸與され居る枕蒲團跡は備付けの道具のみである故此蒲團の如きも朝起きた時は奇麗に一定に疊まして其蒲團の上に順序正しく枕を並べ置く又工場に行きても穿ける履物は揃ひて脱がする尙又署内に於て痰を吐く事は務めて爲せぬ様にせしめる獨り在監人に爲せぬ許で無く署員も等しく守らねばならぬ此睡と云ふものは頗る危険なもので既に外國では往來に痰を吐くものは違警罪を以て處分すると云ふ處がある由である自分は強壯の身體の者だから自分の睡には決して黴菌は無いと思はゞ間違である斯くして吾々が此不潔の空氣中に棲んで居る間には朝より晩迄の間に時として傳染病の黴菌も口中へ度々吸入する事もあるだろう併し幸ひ吾々の腸

胃が強壯のために其微菌體內で増殖することが出来ず終に大小便若くは痰中に混じて排出するのである其時其痰が光熱又は空氣の爲めに乾燥するに至るも微菌未だ死滅せず更に空氣中に混じて再び他人の口に這入り鼻に這入るといふ結果になる故に近來は少しく注意する所は皆唾壺を備へ等閑にせぬ様にしてある監獄の如き狭き構内に澤山の人を容れてある所であるからに最も此痰に就きては注意を要すべきものである

囚人に仕事を命ずるには當人の體格年齢等を斟酌して爲さしむるのであるが又社會に居つて多少藝のある者で其業を監獄にて爲し居る仕事なれば成るべく其所へ當倣むるを可とす一例を擧ぐれば大工左官であるとか社會で仕慣れの仕事があれば成るべくさするのである又無藝の者でも是が其者に好いと考ひある役業をさせて見ても實際甚だ不適當の事とがある若し夫が甚敷不適當と思はれ其事は看守より上官に報告すべきものである規則に工錢は現役一百日以後云々とある現に仕事をした日が百日立たなければ幾分でも受けることが出来ぬ病氣で休んだと云ふが如き者は十月居つても一年居つても工錢を貰ふ事は出来ぬ病氣なのである全く仕事をした日が百日立つて百一日目からでなくば與へない此工

錢は何事に使はるゝかと云ふに自分の家内が困窮して居る場合には其内から願ふて幾分かを家に送る事が出来る或は本を買ふて見る事が出来る又は手紙を出すとか其外に働いた工錢高に由つては食物を買つて貰ふ事が出来る然し此工錢の第一の目的は當人が監獄を出た後の助にさせやうと云ふ目的である故成るべく監獄では使はせぬ方針を取りて居る

工場に戒護して居つても田舎のものであるとか始めての者であるとか云ふ様の者は實際病氣が起つても其を訴へて治療を求めやうと云ふ事を延慮して言出し兼ね居る者も多い中には無いとも云はれぬから若し彼れは病氣ではないかと云ふ様の氣色があつた時には此方から進んで尋ねて遣る様にせねばならぬ

第二章 看守の勤務

看守の勤務を細別すれば容易に悉し難い然し是を大體に類別せば先づ左の如くである

- 一 衛門の勤務
- 一 監房の勤務
- 一 工場の勤務
- 一 病監の勤務
- 一 炊場の勤務
- 一 押送の勤務
- 一 外役の勤務
- 一 搜檢の勤務
- 一 構内の巡回立番等の勤務の

第二章 看守の勤務

九勤務より成る

扱て此監房勤務と立番勤務とは晝夜に由て少しく差がある先づ衛門の勤務より御話しよう門と云へば表門と裏門構内の諸中門等である普通監獄の表門は閉し置て小門から通行することが他府縣では行はるゝけれども此鍛冶橋の如きは門の構造と又外來人の往來が頻繁の爲めに正門を閉鎖して置く事が出来ぬ市谷巢鴨八王子支署の如きは平時正門は閉鎖して置く凡て家屋の門や玄關の如きは人間の身體に比較せば顔の如きもので他人の家に行ても玄關の掃除が奇麗に出来居るとか取次に出る僕婢の來客に應接する方法等に由て豫め其家風を卜ふことが出来るものである如く監獄署の門は他人が來て先づ第一番に署員に接する場所であれば其接する官吏の言語舉動服裝姿勢等に至りても深く注意して居らねばならぬ人間は兎角初め善いと云ふことが心に浮ば他に少々の悪しき事がありても善いと見易く又之に反して初め悪しきと感ずる時は他の善事迄疑ひを生じ易き者であるから門衛は餘程専心注意を以て當るべき重任である殊に監獄と云ふものは社會では餘程恐しき場所と思ふて普通婦女子とか田舎の人の如きは門に接近し得兼ねる者が多い自分の家族或は親戚故舊が入監せし爲めに嫌な場所

とは思ひながらも忍て來るものなれば餘程深切に應對せざれば來る人が非常に失望するであろう夫れ而已ならず態々尋ね來ても用を辨せず空しく歸ることのなき様十二分に注意を要する理である若し來て尋ねられたる事柄が自分に理解せぬ事件なれば其儘留置きて看守長或は一課の方に尋ねて後に答辯を爲すを可しとす其外來人に深切に應對する計でなく或る場合には共犯者が密に通せんが爲巧みに拵へて面會を求めんと謀ること無きとも云難き事であるから一と口に門の番人と言は誠に氣樂な様であるが決して左様でない頗る細心の注意を要するのである其他に注意を要する事柄は内部より外に出る者に就ての注意である夫は何であるかと云へば追々監獄の構造が完全に成れば塀を越て逃走する事が非常に困難である爲に巧みに門衛看守の目を晦まし出奔を謀る者が出來る其門を紛れ出る者も既に囚人と成り赤き着物を着用せば一目瞭然であるが此鍛冶橋の如き多くの在監人が皆普通の綿の着物を着用する故或る場合に於ては發見が至極困難を來す當然無罪又は免訴で出監する人なれば看守が門まで附添て送り是は無罪出監人なりと證明するのであるから其以外に構内より出る者が有れば直ちに一々取調を爲し證明の上でなければ出門させることが出来ぬ唯單に此編

の着物を着たる者が紛れ出る即ち逃走脱監する耳ならず是迄の他縣脱監人の例を見るに看守押丁の休息所に紛れ込み看守押丁の外套を着用し帽子を被り公然出門せしこともある而して看守は多人數であるから一々名前なり顔なりを覺えりと云ふ事は新拜命の人に取りては中々容易の事でない度々監獄に來る在監人は夫等の事を能く承知して居るから右様の手段を行ひしことである亦た其他監獄の構内の改築或は修繕をなす場合には職工を數多雇入れる事がある現に市ヶ谷で目下建築しつつあるが遠からず多數の職人を雇入れ建築に従事する其時分に注意を要するは職人等は心の無き者なれば印袷天又は着物を矢鱈な所に脱捨て置て而して遂に在監人に盜まれ彼は夫を着用して門を出る事がないとも限らぬ斯の如き例も嘗て在りしことである唯單に着物なり冠り物のみを目當として居ると如斯誤りを生じ大失策を起す故に彼等が舉動言語等に就て鋭き眼を以て看破する考を持ちて居らねばならぬ

其外監獄より物品を持出す時は一々官衙の證明書無くば持ち出す事が出来ぬ夫故澤山の人も居り或は小使等も居る故大勢の内には心得違の者がありて監獄署内には種々なる製作物が出来るに由て密に夫等を持出す事の絶無とは限られぬ

都て監獄から物を持ち出す場合には監獄の製作品或は監獄に備付の品に係らず三課の證明無くば門を出す事を拒絶するのである此表門の外裏門構内の中門は特別の場合でなくば錠前を明け開く事は出来ぬ其特別の場合なる者は如何なる事を意味するかと謂へば監獄で爲す作業の原料を持込とか又は製作した品を商人に引渡すとか米、麥を買入るとか或は鹽、味噌を買入の場合に商人が持込む等の如き際に裏門を開て通行する時がある其外には非常の場合でなければ決して開門する事は無い但し商人等が裏門へ來て開門を求めし場合は常に出入の商人則ち受負人には鑑札を渡し置く者なれば其鑑札を見て門を開て入る、若し其鑑札を所持せぬときは看守長の許可を得た後でなければ開門してはならぬ構内中門の開閉は多少其場所に由て守門の心得が違ふけれども何の門も常に閉鎖し置く事は當然である

一體在監人は如何なる場合も一人放して歩行せしむるは絶體に無きものなり然るに若し一人て歩行するを認知し或は中門を通行する時は必ず取調を爲す可きものである守門の勤務に就ては大畧斯の如くである

第三章 監房の勤務

三四

此勤務を區別して晝勤と夜勤との二つと爲す

晝間は囚人の監房は殆んど空虚になりて曾工場に仕事に出て居る故僅かに當日の確定囚或は翌日の放免囚減食執行の者又は一時取調の爲と言ふが如き小部分の者が監房に残るのみである拘置監にては晝夜とも監房内に居る者なれば先づ拘置監の晝勤より御話致さん可及的靜肅に且つ共犯者の間に密かに種々の手段を以て意思を通じ合ひ罪を免れんとして其方法を講ずるものなれば是を豫防すると云ふとは第一に心得ねばならぬ此事に就ては東京の在監人の如きは頗る巧の方法を用ひて罪を免れんとする者が多く有るを見る其一二の例を擧げて見れば或者は他人から來たる書面を氣永に數日を費しては本文を凡て脱き取り僅かに宛名のみを残して置き後墨を盗み取り自分の爲になる利益なる事に書き改めたと言ふ事がある亦運動入浴面會裁判所の往來の如き日々多數の人を扱ふのであるから密かに書き物を他の房前を通行する際に窓より投込むと云ふ例も往々有り得るとである特に今日は經費の爲に別房留置人を雜役に使役するを以て在

監人に近接すると多くあれば往々被告人より物を頼まれて傳言を爲し又は書き物を取次ぐと云ふ事の弊害も有る是等の事は常に怠らざる様に注意するが第一の事である又高聲に笑談放歌其他書物を音讀すると言ふ事は制せねばならぬ拘置監も囚人監房も夜分の勤務は同一で極めて靜肅にして微音と雖も直に聞得る様注意をして居るを要す夜分の目的は詰り彼等をして破獄逃走を爲さしめざるが第一で第二が自殺を拒くと云ふ事と少しく言猥褻に渉る話で有るが監獄には未だ野蠻なる風が残りに居るのは鶏姦なる者が往々行はるゝのである是は種々なる方法を以て取締を講じて居るけれども頗る困難の事で未だ全く跡を絶たしむることが出来ぬ故に此事は夜間の注意として用心せねばならぬ又破獄と云ふ事に就ては巧みに爲す者は恰んど彼我少く距れば聞得る事の出來ざる様巧みに板を切り或は柵を破る事を爲す者がある故に微かなる音響も聞得ると云ふ事に注意をして假令極めて微音と雖も聽官へ觸れた時は其儘聞過さず直に其如何を調べる事が大切である夜分は獨り其物音を注意するのみならず尙注意を要する事の一二例を擧げんか便所に行く者に付ては夜八時に寢る時間に寢たる者が一時間や一時間半で便所に起ると云ふのは病氣で無くば何んぞ野心の有る者と

認定するを可しとす普通人としては一度横になりてから再び起る事は好まぬものを夫が一時間や一時間半位で便所に行くは何か事情が有るならんと云ふ疑點に能く注意を爲さねばならぬ其場合には果して便所に行き便の用が澤山で有りしか或は極く少量なるかと云ふ事迄注意を用ひねばならぬ態々起きながら極めて少量の便をすると云ふは是は何の爲めかと直ちに氣を付けねばならぬ

監房には房前に札を掛けて當人の姓名年齢罪質番號放免の日等を記載して備付あれば其札を見れば番號其他如何なる種類の犯罪人である事が證明さる故に監房の中の席序は房前の札の順序に由る事に規定されてあれば其亂否は時々注意せられたい昔しは監房の内で大罪の者或は度々監獄に來る者等が跋扈して居つた従つて居る順序も好き所に居ると云ふ有様であつた併し悪き者や度々來る者に跋扈せらるゝ様では嚴肅なる刑の執行が出來得る者でない夫で悪き者程末席に置くと云ふ扱を爲さしめて在る又監房は夜間は如何なる事が在つても看守長か部長の立會かなければ開く事はならぬ然し非常なる場合或は房内で變死等の場合には臨機の處置を爲しても差支いない

又監獄は晝夜共に火の用心と云ふ事を最も注意せねばならぬ是は當然であるな

れども就中此火の元は晝間より夜間を慎むが必要なれば夜間取扱ふランプ其他に就ても心を用ゆるのみならず近傍には發火の際手當の出來る丈の物を用意し置て有る既に此鍛冶橋等にしても階上階下には石油の箱に砂が詰めて備えて置かるゝ故若しランプ墜落せし際は砂を上から掛ける事の其注意を忘れてはならぬ次に夜間は監房の通路中門等多くの場所は一々錠前を閉て置ので此鍛冶橋の如きも監房に通ふ通行口或は二階の窓等に一々定期の時間から錠前を下ろし通行口は一々交代の都度鍵を以て通行する事に規定さる若し窓其他に錠前の下りて居らざる場合が見當りなば直ちに看守長に報告をなすのである大凡そ監房の勤務は斯の如くである

第四章 病監の勤務

此病監の勤務は普通の勤務と外に一種特別の考を以て取扱をなさねばならぬ一面には戒護の職務と他の一面には病人の看護と云ふ事に心を用て勤務せねばならぬ病監と炊所は割合に逃走し易き場所である炊所は夜の内から仕事を爲し病監は彼等は病人であると云ふ怠りが此方の心に生ずるから其が爲に逃走と云ふ

事を爲すのである何程の名醫でも身體の内部の事を直ちに明らかに見ると言ふ事は餘程困難なる者で數回の診察數日の舉動形容等に由つて判定を爲すのであるから巧みに作病を構へらるゝ時は鳥渡發見が出来ぬ事がある又一度重症に罹つても既に快復期に近付し者もあるので病人であるから深切に能く憐みの心を以て世話をしてやるのと共に取締ると云ふ事は一層心を用ゐて居らねばならぬ且つ病監では出來得る限り深切に世話をしてやると云ふ事を忘れてはならぬ發病の場合には誰も俗に言ふ病屈と云ふ場合も有り又心細いと云ふ場合も有り或は氣ノ短くなると云ふ場合も有る故人情から言ふても彼等の家族の人達か自分の夫か自分の子供が此監獄の中で病氣を起したと聞かば唯さへ此中に這入りし斗りでも非常なる心配苦勞をして居るのが人情である夫に増して病氣を起したと聞し事なれば一層の心配を加へ且つ其物が監獄の中で死亡でも爲した場合に及べば如何であらん吾々の家族が病氣に罹らば身分に應じ出來得る丈けの事を心配して醫者に見せ藥を飲ましめ療養至らざる無く爲しても若し不幸にして死せし場合には彼の醫者故死んで仕舞ふたと嘆き若しも此方の醫者の治療を得ば治癒せしならんとか又は彼の藥を飲ませし故効驗なかりしも是の神様に祈れば

好かつたと彼是愚痴が赴るが人情である其故監獄の内で死せし事を聞きし其家族等は如何なる考を持であらん可愛想に水を飲んとしても飲む事出來ずに死んだのであろうと思ふ事有るう故に人情の上からしても先づ病監に這入つて來た時分には已の職務と云ふ事を離れて深切に世話を爲さねばならぬ醫者も一日に一回若くば二回は來て見るのであれば傍らに附添て居る看守の人は其者の容体其他に就ては注意をして時々醫者の参考に話しを爲す様心掛け殊に詐病者には醫者が發見するよりは却て看守の注意の方が効があるもので又重症の者になれば家族の在る者は直ちに其家族に大病であるから何時でも來て逢たならば好からんと云ふ事を注意してやる若し死亡の際は直ちに其事を報知して遣す普通の面會は面會所に限るけれども大病の場合には監の中に入れて家族なれば病監で面會させる事も出來るのである

扱て病監に於ては衛生と云ふ事は深く注意を要するので傳染性の疾患者の如きは僅の事から他に傳染し易き者であれば殊に監獄の如き比較的肺病者が多數なれば注意を等閑にしてはならぬ從來の經驗に依るに入監者入監當時は壯健にして二三年後に發患すると云ふ事は往々目撃する所である畢竟衛生上の不完全の

結果として右等の發病をなすかと考へらるゝ病監では傳染性疾患者に使用せし蒲團は勿論其他枕の上敷食器等は普通病者のと混ぜざる様且つ監房に備付ある水桶、盥盆、ハタキの如き品迄も傳染病者の持ちし品は消毒の上でなければ他に混ぜざる様注意し假令僅かの間であるとも或は洗濯に送る間であるとも少しの手数を厭ふて混ざれば一分の間にて病毒は他品に傳染するのであるから能く心付ける事が緊要である

又病者が突然危篤の場合に何か言遺し度事があると云へば自分が確かに傳へ遺すと云ても差支え無けれ共其事は直ちに其事柄を看守長に報告するのである尙は醫者の與える藥の事に付て一言述度ば是は種類に由ては時間を誤れば藥の功の無きのみならず場合に由ては却て毒になる事あれば醫者の示した分量と時間とは決して誤らぬよう又病氣に由ては醫者の治療を受ける時他人に見せては耻敷と云ふ場所の病氣が往々在るを以て其等の治療の時は珍らしげに熟々傍視する如き事は避けて醫者丈け這入て治療を爲し己は外にて注意する様爲さねばならぬ先づ病監の勤務の大要は斯の如くである

第五章 炊場の勤務

炊場の勤務は在監人の食物を調理する場所なれば食物と云ふ者の目的を考えて扱をせねばならぬ抑人間の食物は空腹を満すのみならず食物の種類に由ては肉となり血となり骨となるが故に其調理種類分量等にも大切なる關係がある又勞働者と座食者とにより斟酌を爲さねばならぬ監獄でも其等とは深く注意すべきものである夫故に食物献立表と云ふ物を一週間分宛拵えて醫者に検査を受けるのである而して其献立は可成的種々なる物を取合せ且つ出來得る限りは脂肪分を與えると云ふ事に注意して居るのである然し其種類や分量に注意しても食物なる物は第一に割烹の方法が必要である如何なる美味でも其割烹の宜しきを得されば是は如何にもまづいのである或はきたならしい物であると云ふ考へを起すと神經に不快を感じず不快と思は決して充分滋養の効は無き者である例令ば澤庵の漬物を與るにしても切れる所の庖丁を以て奇麗に切て與ると手て捻切つて與るとは何方か甘いかと云ば庖丁で能く切れた方が甘い様に見ゆ否見ゆる計りでなく全く喰て甘味を感じる獨り庖丁で切て與ると云つ事計てなく其

切方に就ても普通切る如く輪功に切り又は柏子木に切るとか時として、かくや、に刻むとか云様にすれば其度毎に一々腦神經の感じが變りて甘まく食せられる豆腐の汁にしても昨日搦み豆腐にしたから今日は細の目に切て與んと云ふ調理方にしなければならぬ又一つは食物であるから手奇麗に扱つて器物其他の物を極めて清潔にせねばならぬ飯を入れる辨當箱の如き汁を盛る椀の如き洗ふ度毎に能く隅々まで清潔なるや否やと云ふ事に注意して居らねばならぬ往々洗ふ時分に角な辨當箱の如きは隅々まで能く洗ひ切らないで、さゝら、を以て唯中央を丸く洗ふと云様なことかあるから偶に飯粒が残り居る事もある其等の器物を以て與へなば夫れを貰た者は如何にも不潔なる氣持が出来惡ひ感情を起して折角甘く喰られる者も不味く喰する様になる

先に病氣の時に嘶した通り炊所は日の長短に由て夜間の三時四時から起して仕事をさせるので頗る危険であるから一噸逃走と云ふ事に注意を加へると同時に今嘶した通り食物の上に於て心を注げねばならぬ晝間とても彼等の身を目から放してはならぬは勿論凡て監獄は國家の刑罰を執行する場所である良民の膏血を絞り悪人を賄て居る場所であるから經濟と云ふ事にも深く注意せねばなら

ぬ其中にも經濟に關係を及ぼすの大なる場所は炊所であるから石炭の燃し方或は米の磨方等に至る迄で能く深切に自分一家の生計を立つる如く扱はねばならぬ又器物等も自分の品物を取扱ふ様に注意せしむる事が大切である右様の習慣を付けてやれば彼囚人が監獄を出てから自分一家の經濟の助けを爲す事が出来る一切の澤庵一つの梅干の如きも決して粗末に仕ない丈の注意を望む炊場概略は先づ是丈けにして置かう

第六章 在監人の押送

押送は裁判所に連れて行く場合警察署へ連れて行く場合又は監獄間の押送等なり鍛冶橋では被告は凡て馬車で裁判所へ押送して居る此場合には幾分か注意の仕方も薄くて濟むと雖も歩行させる場合には逃走に注意をなす耳ならず其犯等が密かに往來に立つて居つて種々の事も通じ合ふとする事もあるを以て是等に注意を要す又歩行させるにも成可く一般の通行の人に迷惑を掛けぬ様に連れて歩むと云ふ注意もせざるべからず又馬車で連れて行く場合に於ても既に此間も例のあつた馬車の窓から手紙を棄て人に拾ひ貰ひて他に送らうと巧んだ事もあ

る警察署へ連れて行く場合は監視執行の場合に多くあるのであるが警察署へ連れて行く時は本人の宣告書監視の起算書所持金品の目録等一切の書類を一課より受取り而して警察署へ引渡しして請取證を取るものであるから其行く前に其書類等を落ちのまい様に調べて行かざる可からず又巢鴨市夕谷から裁判所へ押送するには馬車の設備無きを以て是は歩かして連れて行くのである其外他縣に往きである者を迎に行き連れて来る事もある夫には汽車と汽船で来る場合とがある船にても汽車に乗りても囚人は成べく窓の傍には置かぬ様にすべし汽車から飛出されたと云ふ場合も尠なからず又汽船であれば船の着した場合に尤も注意を要す汽車でも窓の方には看守が居る様にし又便所の付きあも室は誰も便所のある傍は好まぬ故其所に自分共が在監人を連れ居ると云ふ事にして一般の乗り合の人に迷惑を掛ぬ様にすべし尙ほ汽車に乗つて居つても涼車の徐行の場合又傍の堤防の斜形の所を通行する時には殊に注意を要する場合なり如何んとなれば斜形即ち斜の場所はよし窓より飛下りても決して怪我を爲さず身体がよろ／＼轉がりて落つるを以て度々悪事を犯す者は此の位の事は知て居る又徒歩の時も冬季は決して日向を歩むべからず夏分は之に反して日影を連れ歩むべからず何

故かと云へば夏は日影は誰も好む所在監人が其良民の好む所を威張て歩むことあれば一般人は之を避け日向を歩まねばならぬ事に至るを以て注意せざるべからず又殊に婦女子の如き往來て在監人の通行に逢ふ時は傘で顔を隠して通るが人情であれば成丈け婦女子杯の傍らに摺違はぬ様に心注ぐべきである同じ通路にても通行の少き通路を擇ふことを要す又途中にては成可く便所に遣らぬ様にすべし押送途中の逃走は便所が尤も多數なるを以て監獄を出る前に便所に今の内往け途中でやらぬぞと言ふて兎に角便をさせて出る様にし止を得ざる場合人家の便所など借りしならば其便所は決して戸を閉ざせず開放の儘に爲さしむべし人家なく野原なれば熊々藪や木の影へ行しめず自分の前にて大小便を爲さずることすべし

押送の際には先づ手錠を嵌むる其最も重い者は猶其上から繩を掛ける事もある手錠を嵌むるに前には手錠に損取はなきや否やと云事を一應見たる上にて嵌むるべし嵌めても其嵌方に能く注意して嵌めた後も手で一應引て見ると云ふ用意が必要である平生裁判所に被告人を送るに決して懸念かないと云ふ人は手錠を箱めさる事とせり其印は索引の名刺の上に(除)の字が書てある是者には手錠を箱

めざることである。巢鴨或は市ヶ谷に押送して行く場合には巢鴨の方は署門内迄で馬車を入れるから心配はなきも市ヶ谷は門前の往來で馬車より下ぬことに成て居る故下す際に逃走されたこともあれば馬車の中より出す者は一人毎に繩は確かなるか手錠は完然であるかを調べたる後馬車より出す事にすべきものとす。總體在監人を押送し行く途中彼れから種々の話しを巧みに仕掛ける奴は心に多い野必ある者である故彼より進んで話しを仕掛くる時には其者に對しては一層注意を加ふべきものとす人情として親しく種々なる談話をさる場合には遂に話に實が入り又其間に人情も起り怠りも生じ易きを以て是等の相手になるべからず又巧みに咄し掛くるものは特に注意を要するのである。

第七章 外役勤務

外役とは凡て監獄構内より外へ出てする仕事を云ふ而て此内には耕作開墾又は物品の運搬等を含む尙又監獄周囲の掃除をする場合もある何れの時も門を出る時には連鎖(甲)の者と乙の者とを鎖を繋ぎ合して逃走の出来ぬ様(乙)を施して連れ出す此場合には往々先に放免せられたる者或は其他の者が在監人の構内から出る

事を知て草原又は石垣の影の所に食物煙草などを隠して置いて在監人に與んとする事あれば先づ場所を普く視察して異状なきを確め然る后始めて仕事に當らしむるのである仲間の者又は親戚等が往々近所に近寄て手與似形容で意思を傳へ様とする事もあれば是等の事も能く注意せねばならぬ又休憩をさするとき又は食事の場合にも決して三々五々勝手に休息を爲さしめず一所に纏め二名以上の看守の居る場合には一人毎に左右に別れ看守する事に注意せねばならぬ特に休憩の際には多く便所に行くと云ひて逃走する者であれば是も決して自分の耳目より放して遣ると云ふ如きことをしてはいかぬ又暑が出る時に連鎖の袂め方も餘程注意せされは狡猾のの者は腹部に息を詰めて太くし其上に尙帯を締めて居る上に連鎖を袂めさせやうとする事を巧むものである是れ帯を取り息を吹出せば緩やかになるのみならず腰より抜く事をも出来る様に成る故之を袂むる場合に注意が大切である。

凡て囚人に仕事をさするには一定の科程を以て爲さしめねばならぬことは當然であるが此外役の場合の如き科定を定むるには面倒であるため廣き廣一數名の者を放ち隨意に仕事を爲さしむるの結果正直に働く者と怠たる者との權衡を失

ふ事が出来るを以て警へば耕作又は開墾或は草を取る如き事でも凡て一日一人
 で出事得る丈の分量を定めて一人が是丈を今日仕なければ成らぬと出た際に示
 し然る后仕事を爲さしむるのである然らざれば彼等は多く惰けて少にても働く
 事を怠ろうと務めて居る者が多い故可成的仕事は一人の分量を定むべきもので
 ある又外役なり押送なり構内を出ての場合には看守自身も上官に對して禮式の爲
 すに及はず在監人にも號令を掛て禮式をさするにも及はず故に専ら彼等に對し
 注意を怠らざれば夫れで可し先づ外役の勤務は是丈である

第八章 搜檢の勤務

搜檢と云ふ事は在監人を扱ふ上に於ては万般の事に當る言葉であれ共是を大別
 して見れば監房の搜檢 衣類の搜檢 身體の搜檢 器具の搜檢と云ふ事になる
 先づ監房の搜檢は拘留監にありては許可を得ぬ者を監房に持つて居りはせぬか
 或は他人の品物を授受しては居らぬか種々の手術を以て自分の罪跡を隠蔽せん
 との目論見をして居らぬか其外には監房の周圍には板張り又は天井床板是等の
 場所を破壊し逃走を企て居らぬかを觀察するが必要なり凡て監房に這入れば先

づ手拭なり帯なり雑巾の置いてある所或は便器のある所等如何なる者でも其在
 る所より一應其品を傍に轉じて其下其影を調ぶる事が大切である天井の如きは
 兎角注意の届かざる結果として往々惡戯をする事がある書物の如きも雜居の監
 房にあつては三冊を限るのであるも其三冊も搜檢の際に調ぶれば往々本の中に
 種々の樂書等をなしてあるものである故其等の場合には直ちに其本を添へて報
 告せねばならぬ蒲團の搜檢の如きも床上に廣げて上から手で靜に擦つて見れば
 中に物の包藏してあつた場合には容易に知ることが出来る衣類の搜檢は袖口襟
 裾廻し等は尤も物を隠しやすき場所である其外單物杯は肩當て髻當て是等の場
 所足袋の如きも内部迄能く手を入れて見る様にすべきものである身體は腋の下
 耳の後部手の指の間足の平口中等を改め又危険の者ならば肛門の検査も行はね
 ばならぬ本人をして屈んで手を以て腹部を三四回強く打たせば肛門に包藏した
 もの又は婦人の陰部に包藏したものは皆外へ出つるものである器具の検査は多
 く工場で役を終りて仕舞へば其時其品を検査す是は囚人に貸與してある道具を
 帳簿其他の物に控へて居つて罷役の際には鋸小刀錐等一切の物は鞘を徹めずに
 目前に持て來らしめ彼等の方からして一々鋸何丁錐何丁と云はしめ自分一見の

上持を居る目録と引合はすものとす検査終れば始めて鞘を篋めしめ箱に納め其箱には成べく錠前を下すのである鋸の如きは往々刃切りなる道具を以て齒の際四五分を切取つて密かに監房へ持込み逃走を企つることあれば鋸の検査は一層注意せねばならぬ履物迄も裏を反して齒の間に物を包藏せざるや否やを改めねばならぬ

第九章 構内の巡回及び立番勤務

監獄には巡查に派出所ある如く要所要所には交番所を置く其在る所に由て注意の箇條が異なる又其場所へ往來するにも行道と歸道は必ず一定の順路がありて夫を踏んで往來する事に成つて居る夫れ故一二の例を擧ぐれば第一の交番所は何れの監房の前を通り何處を一週して交代する交代を受けた者は何れの事物を視察して何れの順路を踏み歸ると一定してある晝間の派出所は重に在監人の逃走を拒む爲めの目的で夜間も同一ではあるが夜間の勤務は此外に往復の順路其他の場所の晝間火器を取扱ふ場所があれば能く意を用ひて火氣の少しでも残つて居りはせぬか否やを見るべき者である其外に工場内或は其他中門など閉鎖すべ

き場所の錠が正しく下りて居るや否やを注意して往來するので夜間に人影を認めた時は直に誰かと問ひて某と云ふ答を確かめねばならぬ又此交番所は他から見通し得ざる様の所迄運動する事はならぬ交代の際は細大共に來た人に申繼きをしなければならぬ何か不時の事件が生じたときに自分の位置を去つても應援して差支無いと認められた場合には助けても宜しいが夫れが爲めに自分の勤むる場所に不都合を生ずべき恐れあるときは自分の位置を離れてはならぬ巡回勤務は交番勤務の心得と似て居るが只交番所の如く一定の箇所に佇立しあらず區域内を絶へず巡邏し勤務するの差がある而已である

第十章 工場勤務

工場にては彼等をして少しも怠ることのなき様監督するが第一の目的である兎角彼等は唯一日を送れば宜いとの考のみで仕事を怠り勝ちの者で又監獄へ這入る者は働を好きぬ結果として多く在監人と爲りて居る者である故一面には規律正しくして宜い習慣を付け一面には能く働くと云ふ癖を付くるが必要である人間も働くと云ふ事に癖付けば格別其働くに付て骨の折れる事を覺えぬ様に成る

又一面には少しでも餘計に働かしめて監獄の収入を殖やすにも注意せねばならぬ前にも云ふ如く良民の膏血で悪人を飼ふ場所であれば監獄は錢を取る事のみを目的とする場所ではなけれども監獄則ち行刑の範圍を誤らぬ限りに於て充分に働かしむ可きものである其外に兎角在監人の仕事は原料は自分の物でない爲めに粗末に取扱ふもので譬えば一枚の板で煙草盆が五個取れる所を監獄では四個より取る事が出来ぬと云ふ事が往々ある綿を繰り機を織る如き事に於ても僅に一尺の糸一塊の綿と云ふ様な物迄も大勢の間では少なからぬものとなる故粗末にせぬ様注意せしめねばならぬ監獄の中で拵える品は囚人の賃錢が八錢や十錢と云ふ如き安價に係らず出来た品は市中の品に比較して不廉なる場合が多い之れは種々の事情もあるべきが最も重なる原因は素品を鹿末にするのと充分に働かぬと請負商人等に時間を空費せしむる等が重なる事であろうと思ふ原料を粗末にする時は獨り監獄に居つての不都合のみならず本人出獄後其營業をする場合に夫れが習慣となり經濟の立ない仕事をする様の有様に至るから極めて僅かのもので粗末にせぬやう習慣を付けてやると云ふ事に心を用ひねばならぬ先きに外役の事に付御話した通り工場に居ては尙更一日の爲す仕事は嚴格に

科程を定めて爲さしむ事が大切である充分に科程を定むる事の出来ざる仕事例へば炊場の仕事又は監房の掃除の如き部分を除くの外は多く科程を極むる事の出来るものである故必ず定めてさせねばならぬ夫れ何れの監獄にても科程表を定めて未熟と熟達とに段階を分けて置く老姿心ながら御咄して置く事は工場にては往々高價の原料を用ゐる又は囚人の材能の頗る巧みの者もある爲めに其處に勤務する看守か測らず彼れの甘言に掛つて失策をした事も往々にある例へば彼れ狡猾者は看守に特別なる歡心を得やうと思ふて密に種々の物を製作して是は全く材料の餘り物であるからとか又は自分の手の隙きに拵へた物であるから貴官に献じますと云ふ様の事をする者も珍らしからぬ是等の者に欺かれたと云事に成ては一身の不名譽のみならず監獄全體の名譽に關係する事である故念の爲に御話して置く作業には官司業と受負業と二種類ありて官司業の方は教師も官で雇ひ原料も官で買入れ出来上つた品を官で賣却する方法である受負の方は人民より教師も入れ原料は持つて來て單に囚人を借りて製作のみをさする囚人の賃金も一日一人が何程と云ふ定めもあれば又は一つ拵ひ一尺織つて若干と云ふ方法もある今日では監獄は多く受負の方であつて官司業の方は十中二三に過ぎ

ない經濟上計の理屈から官司業の方が遙に好しと雖も頗る手数が掛り監獄に
 役員の少ない所から各縣共に受負の方を取つて居る先づ看守の勤務を擧ぐれば
 大畧以上の通であるが尙他は一般の勤務心得の部に於て御咄致す事にしよう

第十一章 一般の心得

凡て囚人を取扱ふ上に於ては彼等の不都合或は犯則と云ふことを發見して是を
 報告するよりは寧ろ成るべく彼れ等が犯則に掛らぬやうに注意してやることを
 第一に心掛けておらねばならぬ丁度巡査の違警罪を取扱ふが如く彼は今立つて
 居るから密かに小便をするのではあるまいか小便をしたらば捕へて之を違警罪
 に問ふてやらうと云ふ斯の如きは眞正の職務ではない小便をしやうとしたのは
 未だ罪を構成したのでない前に出で説諭をするのが本當の職務を盡して居る者
 である看守が在監人を取扱ふ上に於ても早く豫防線を張て注意してやれば彼等
 が犯則に至らないで済むことがある場合に由つては在監人の犯則と云ふものは
 看守其人の遣り方に由つて起ることがないとも限らぬ穩に事の分るやうに云ふ
 て聞かせば直ちに分る事を不深切に取扱つたり又は不深切の言葉を以て彼に接

すると云ふ上からして彼も不知不識不平の語を吐て抵抗するとか無禮の語氣を
 漏すと云ふ場合が往々にある常に在監人の犯則と云ふものを見て居るのに往々
 看守其人の取扱が不充分の爲に犯則が出来たと云ふこともあるから能く其等の
 注意をして貰はなければならぬ

犯則のあつた場合に當人を直ちに連れて看守長の面前に引致する場合と又書面
 を以て報告する場合の二つがある當人を連れて行く場合は殊に重大の場合或は
 其儘棄て置く能はざる場合に限る其外は今斯の如きことが何號の囚人にありま
 したと云ふことを書面に書き又は口頭にて報告するのである其報告する場合に
 も決して言葉を飾らず有の儘を眞つ直に報告するやうにせざれば人情として彼
 等が非常に無禮のことをした時には看守が腹を立つ其腹を立つたに乗じて報告
 することがあると終に誇大な報告をするとか事實に少し間違つた虚偽の申立を
 することに至る若しそんな事があれば彼等を處分しても彼等の心中では自分の
 過失を悔ひずして實際に違つたことをやる役人は吾々を法律の罪人として是を
 改心させねばならんと云ふことを常に云ふて居る癖に役人が今日吾々に對する
 事柄は全く虚偽の扱ひをして居ると云ふが如きことを心に浮べる詰まり彼等の

不都合を矯め直さんか爲めに獄則處分をして却つて其結果彼等が心中をして一種頑固な氣風を生せしめ終に矯正する事の出来ぬと云ふ事に陥らしめて仕舞のである

囚人は親の不幸と云ふ事の報知があると其者には三日の間仕事を休まして哀悼の意を表さしむ中には其等のことを知らぬ者もある看守長は家族の者から其等の報知があると早速其手續をするけれども尙夫等も看守にて注意して家族から通知があつたことを知つたならば捨置かず報告をしてやると云ふことにしてやらねばならぬ

既に刑期が終りに近付いて放免の場合になると三日前には當人の持つて居る品物出る時に着て行くへき自分の衣服等も一應本人に示して洗濯でも願はしてやるとか或は縫ひでもしてあれば縫つてやるとか泥か附いて居れば帚で掃てやると云ふことの運次にしてやらねばならぬ是は勿論受持看守の事務でない領置品主任がするのである放免の時分には博徒であるとか又は喧嘩で入監した者と云ふと甚しく出迎ひを仰山にすると云ふ悪弊がある是は一面警察に照會して自然さういふ場合には相當の取締りをするに成つて近來は其弊が減つて居るけ

れども尙ほ其者の舉動又は書信の様當人の罪質等に注意をして之は出迎ひでもありさうだと思ふものは看守長へ報告をすれば夫から管轄の警察署へ通知して豫防するとはなつて居る是れは誠に悪い慣例で昔しはなかつたか政争の争ひか熾かんに成つて所謂政事上の犯罪者が入監した場合があると其黨の人か仰々しく出迎ひをすると云ふやうなことが今日は博徒や喧嘩の如きものまでに及ぼしてやるやうになつた稍々今日は其風を矯めかゝつてあるか未だ全く一掃することに至らぬ凡る在監人を戒護する場合には無駄な口は慎んで吐かぬやうにし云はざるを得ざることは深切に彼等の意に了解するやうに飽きて云はねばならぬ所謂職務上必要でないことば決して言葉を交へないやうに注意するのである工場に戒護する人は自分の受持範圍内の仕事に就ては細大共に能く知つて居ることか必要である譬へば木綿を織るとしても此糸は何と云ふ風に織上がらぬは成らぬと云ふことを知る計りてなく此木綿は一反に就て若干目に成らなければ成らぬ或は此品はどれだけの長さに成らねばいかぬ者であると云ふやうな風に自分の受持中の囚人のする仕事に就ては何事も辨へて居るやうに仕なければ成らぬ又監獄には慈善費と云ふものがあつて或る止むを得ない場合には當人に

其金子を施すことを得る夫は看守長や一課の方で然ふ云ふ者があれば注意して與へる事をするも一番多く知り易いのは受持の看守である夫れ故心付けねは此恩典に浴すへきものも其數に漏れ自然不幸の者が出来る今慈善費を與へる一二の例を示して見ると放免されて是れから宇都宮に歸る者で同地へ行けば親戚があるとか自宅があつて監視を受ける場所もあるけれども歸る入費と云ふものを一文も持たない或は静岡市に自分の朋友親戚があつて其處へ間合せれば監視執行の承諾をして呉れるが手紙を出す錢がない斯の如き場合には其手紙の錢を與へるとか宇都宮へ歸る入費を與へるとか出来る然し夫も立派に汽車へ乗つて歸るとは出来ないのので宇都宮まで三十里ある一日十里つゝ歩むとしても三日掛る一晚木賃宿へ泊るとしても宿料食費と草鞋代共に一日十五錢掛るさすれば之れに四十五錢を與へると云ふやうに極く切詰めにして與へてやる然しながら臺灣に歸るから其入費を呉れてやると云ふとは多額の話であるから迎も出來難いのである其外此慈善費に就ては其與へる場合は澤山ある食物の如きも官から與へる物は皆一樣に與へるのであるが中には齒のない爲に澤庵の漬物を喰へることが出來ない或は非常に嫌ひで其物がどうしても喰へることが出來ないと云ふ者

がある度々監獄に這入る様な者になると直ぐ申出るけれども始めての者は其様な我儘なことを云ふと叱られると思ふが爲に遠慮して菜なしに飯を喰べて居ると云ふやうな者がある是等は能く氣を付けて實際の場合には何か外の物を與へると云ふやうにしてやらねばならぬ兎に角に監獄に這入る者は不規則な生活をして居つた者が多い故衣服が汗になつても禪が不潔になつても厭はないと云ふやうな癖が付いて居る故に洗濯のとは一定の期日を定め洗濯引替と云ふには成つて居るけれども看守が見て餘り甚だしき時は臨時に引替てやる或は人に由つて非常に汗の多い者もある故間に臨時に洗濯させるとか引替てやることに氣を付けてやらねばならず夫から既に囚人と成つても老人であるとか又は病人であるとか云ふやうな者は特別に官から與へられて居る綿入一枚襦袢一枚の外に肌にフランチルであるとか云ふやうな物を着用することを許されることに成つて居る夫れ實際極寒の節には老人は綿入れ一枚襦袢一枚では凌ぎ兼ねる故に老人病人の如きに於て見兼ねたる時は其事を看守長に報告して看守長からして自分の錢で襦袢増しを着たいなれば允されると云ふことを知らせる在監人でも他の者の聞ひて居る場合見て居る場合に辱しめた言葉を使ふことは斟酌すべきもの

である一二の例を擧げて見ると度々來た者に向ひて衆人の中で「貴様又來たのか」と云ふやうなことを吾知らず口外することがある之れ等は以ての外の事で如何に極悪人でも監獄へ度々來る事は耻入るとか氣の毒であるとか云ふ心は多少持つて居る其れ等に對して大勢の聞いて居る目前で斯の如き辱めた言葉を使ふは却つて彼等の心を激するだけで少しも益のない譯である常に在監人を取扱ふ上に於て此言葉のみでなく此れに類似した事柄は注意しなければならぬ随分場合に由つては故意に辱めた言葉を使ひそして其者を改心させる一つの方便にするといふ場合がないに限らぬが多くの囚人の中に於て輕蔑の言葉を發する事は改心に就て少しの益もないことである故決て平生の取扱上に就て左様な事のないやうにしなければならぬ

此監獄中で最も取扱上に面倒であるのは女と子供である女子と小人とは養ひ難しとは孔子も謂れて居るけれども實に女と云ふものは扱ひ悪いものである女や小兒に至つては別に吾々に對して抵抗をすると云ふことはなければ感化とか懲戒とか云ふ點に至つては利き目が至極薄い何か話して聞かすれば直に涙を流すと云ふ有様であれども涙を流すだけ夫れだけ深く忘れないかと云ふとそうて

はない矢張感じ易い性を有つて居る感じやすい性を有つて居る夫れだけ吾々が取扱ひ悪い日本で警察の元祖川路大警視の警察手眼と云ふ本の中の警察官に不適當であるといふ箇條の一項に「情に脆きもの」といふことがある之は警察官のみでない吾々司獄官に於て情に脆いと云ふ事は注意せねばならぬ情に脆い者は欺かれ易い監獄にても這入る者はなかなか悪才に長じた奴が多い故へ餘り吾々の情が脆いと彼等の爲めに籠絡される情に脆い者に限つて欺かれ易い怒り易い悦び易い之は人の性質に由つて中々注意することが六ヶ敷のであるけれども勤めて情に脆いと云ふことは注意の要せねばならぬから吾々司獄官に執りても金言で服膺して居らぬばならぬ

監獄に看守の親戚は勿論朋友知己の者でも這入て來た時には直々に其事を看守長に届出るのである若し届が無かつた時分には跡からして意外の嫌疑を受くるやうなことがある夫れ故に其場合には上官は直ちに夫れでは彼の處に勤務して居つては不都合であるから何所へ行けと他の監房へ變更を命ぜらる受持工場の者に看守が自分の品を頼むとがある一体に監獄の役人が其監獄で自分の品を製作せしむると云ふことは餘り面白いことではないけれども今日の場合止むを

得ないこともあるから絶体に之を禁ずることをせぬ併し若し自分の受持の囚徒に自分の品を製作せしむる場合には努めて自分の品であると云ふことを知らせぬやうにせねばならぬ若し夫が知るれば以心傳心で或は特別に注意して代償より良い品を拵へるとか念を入れて拵らへると云ふ結果を見る事がある尤も如何なる場合と雖とも直接に頼むことは出来ないものである假令は自分の受持の桶工の者に風呂を作つて貰ひたいと云ふ時には先づ第三課の方へ申込んで三課から相當の手續を経て桶工に之を命ずるのである如何なる場合でも直接にては僅かな物でも命ずることは絶対爲すことが出来ぬのである又川路大警視の警察手眼の内、警察官は眠ることなく安座することなくと書てあるけれども如何に警察官でも寝ないで居るとは勿論出来ない又一年三百六十五日座つて居らぬと云ふことも出来ないのである詰り自分は眠つて居ても如何なる場合でも職務と云ふ念を離れては成らんと云ふ意味である矢張り吾々もこの司獄官の職務を持つて居る者は警察官よりも尙一層此眠る事なく安座する事なくと言ふ箴言を守て居らねばならぬ丁度獅子か狼の如き頗る危険なものを大勢拘禁してある場所であれば如何なる場合に事變が起らぬとは限られぬ又夫のみならず警ひ職務を持たな

ひて銀坐や上野を散歩する場合でも親しく吾々が扱つて居つた在監者が今日放免になつて途中で逢はぬとは限らず又今日途中で接した者に明日監獄で接する場合もある故に何時如何なる場合でも自分は司獄官として在監人の師表とならねばならぬ職であると言ふ考を以て職務の外の時でも身の行ひを深く慎んで居るのが司獄官の第一の心掛けである

獄則違犯又は監獄から逃走の事柄では是れ迄實地あつた事の例を諸子の心得迄に話して置く近くは一昨晚明治三十四年七月三十一日看守の不注意な所から一時逃走をさしたと云ふことがある逃走の時間は午後八時四十分で蚊帳を釣つて寢たのが八時である逃走の場所は病監で彼の病監は前が廊下に成つて看守の人は夜間角燈を持つて巡回をするのは其廊下を巡回するのである然るに其の逃走した囚人の模様を直に行つて見ると南の廊下を足にして北枕に成つて寢て居る體にして毛布を圓めて丁度自分の胴に當る邊を高くしてあるから廊下より蚊帳の内を見るときは一見寢て居つた様な體裁に見ゆるのである是れ等は彼が始めより野心ありて態と北枕に寢たと云ふ事は分つて居る夫れを怪まないて其儘北枕にして寢かして置くと言ふのは第一看守の不都合である又便所は六分板ではあ

れども兎に角羽目板の釘を放したばかりでなく中央から折つて在る殊に夜間故に音がしたのに相違ないけれ共多少精神の狂ふて居る故常に監房などを叩く音を多く聞いて居るから又彼が叩くのであらう位に輕忽に聞き流してしまつたのであらうと思ふ受持の看守は別に音は聞かないと云ふも僅かの距離に居て音を聞かぬと云ふ事はない此二つに注意したならば彼の逃走と云ふ事を達しさせないで未前に拒む事が出来たであらうと思はるゝ又曾つて炊場から逃走させた事がある是れは未明暗黒の内から仕事に就て居るのであるから炊場の建物外に出るときは決して目を放す事は出来ないと常に注意して置くに拘らず畢竟馴れると云ふの結果である又鍛冶橋でも監房の外部を破つて出たと云ふ例は尠なくて内部を破つて廊下に出て中央の仕切のある場所から戸を明けて出たと云ふ事は澤山に例がある今日では中央は凡て錠を下してあるので夜間開閉には少しく手数ではあるが今日では内部を破つて出て見た所が逆も出る道が無いと云ふ觀念を持つて居る是等のことは僅かな手数の爲に破獄等を豫防することの出来る一つの例である又破獄の例も種々あるが某縣で鋸の齒を細く切つて其切取りたる物を下駄の齒の間に挟み鋸は鞘を箝めて看守に渡した夫で下駄を穿いて監房に

歸る時分に密かに下駄の齒の間から鋸を取り出だして房に持ち込みて監房を切つたと云ふ或は監房に紙を持って居るから極めて細く飯粒を付けて捨にのべれば七八尺位は針金を立てたかの如く眞直ぐに立つ其先きに飯を與へる時の箸を縛り付けて監房の間から軒先きに出して雨樋を受けてある金物に引掛けて其金物を折取て夫を磨て先きを光らして半を破り掛けたと云ふことがある或は飯の箸を二つに割つて其間に飯粒を堅く付けて頑丈に拵へ格子の間から手を延して而して錠を明けて獄を脱したと云ふこともある又は工場から戻る時分に切廻しと云ふ極く細い鋸を折て禰の後の紐を通ず所へ入れ込んで而して検査の目を盗んで監房へ這入つたと云ふこともある今日では大抵の監獄では工場の禰と監房の禰と云ふものは別にして一切裸裎にして而して監房のものに着替ることに成て居るから殆んどさう云ふことは出来ないのである尙夜間物干掉の取締りを充分にしなかつたが爲に朝監房から出して工場まで行く際に密かに物干掉を以て塀を越して逃走されたと云ふこともあるから署内の物は竹或は車其他一切の物少しでも踏臺に成ると云ふ種類の物は連鎖や細紐で取り得ることの無いやうに始末をして置かなければならぬ獄則處分の時には暗室に入れて處分することがあ

る此暗室は大抵は松の木の二寸板で四方を張詰めてある然るに其の二寸の松板を何んの器械も無く而して破つて出たと云ふこともある如何にして破つたかと云ふに氣魂に任して自分の齒を持つて出られるだけの穴を拵ひたと云ふ又は死刑執行の者が監房の中で手鎗を拵へて死刑を受ける時分に非常に暴行をしたと云ふとがある如何にして其手鎗が出来たかと云ふと永い間飯に付て来る箸を胡摩化して蓄めたのである其箸を毎日々々氣永に紙を以て飯粒で堅く段々に(一)こう云ふ鹽梅に巻て次第に長くして一番先には床板の張てある釘を爪で抜いて夫を先きに付け物體二尺五寸位いの手鎗を拵へた尤も晝は釘を抜き床板の下へ隠して夜に成つて拵へ夫れを持つて死刑執行の場合に大變に亂暴を働き係官も困つたと云ふことである凡て食事に使ふ箸と云ふ物は彼等は種々の器械に應用することがあるから監房には成るべく箸は置かないやうにしなければ成らぬ又監房で與へる箸は竹の箸を與へないで木の箸を與へる夫から看守が監房に近付く時分にはサーベルと云ふ物に注意して居なければいかぬ今日では看守の規則として勤務する時には劍の緒(劍緒)を腕に篋めさして勤務を取らせる處もあるが何んの爲かと云ふに不時に劍を奪われることを避ける爲に劍緒を左の手に通

して置くのである然し是は永いことは中々出来ない話してあるから何か左右の手に提げて劍を持つことが出来ないと云ふ場合は一時服の陰に劍の柄を隠す而して左右の手を用ゆ必ず左の手は在監人に接して居る時は劍を押へるやうにして右の手で仕事をするやうにする止を得ずんば服の陰に柄を隠す曾て監房の前に看守が行つた際に看守さん燈火を見せて下さい物が見へないから……と云ふから看守はうか／＼燈火を付けて居る際に格子の間から手を出して其劍を奪ひ取つて其劍で自殺をしたと云ふ例もある

囚人の犯則の内て多くの種類の者は同囚の間に喧嘩をする官吏の命令を用いぬい密に同囚の食物を盗み取る工場より監房へ物を持ち込む殆んど多くの獄則違犯の中には等は六七分を占めて居る是等の犯則は多くの場合は看守其人の注意に由つて未前に防ぐことが出来る殊に東京の如きは物體に氣風が喧嘩早いと云ふのが習ひで従つて在監人の如きも外のことよりは喧嘩が比較的に多いのである夫を調べて見ると看守の注意さへ届いたなれば喧嘩とか口論等は出来ずに済むことが多くあると思ふ

是まで度々話しをしてある事だが在監人には一つの必用として極く極りが好い

と云ふことの癖を付てやるのが大切である在監人の多くは譬へば着物が不潔であるとか又は身體が汗臭いとか着物が綻びて居るさう云ふ扮装で人の前に出ることが失禮であると云ふ考ひを持つて居る者は殆んど稀である一向平氣であるから看守は注意して着物の綻び洗濯等は注意してやらねばならぬ或は身體が不潔であれば直ぐに洗わして清潔にさして單に衣類ばかりでは無い蒲團の如きも綻びがあつたときは直ちに縫わぬければならぬと云ふことを命ずる又教育の無い者の癖として樂書を書きすることがある便所又は運動場馬車の中であるとか或は一時休息する控所工場で使う機械又は辨當箱であるとか云ふやうな物に往々樂書を見掛ることがある是は目を忍んでやるのであるから取締に困難だと云ふけれども是等のとの取締が出来ぬやうでは到底確實に刑を執行すると言ふとは出来るものではない六ヶ敷けれども是非取締らねばならぬ又所々の監獄を見る和在監人に於て是等の事をするのみならず交番所であるとか看守休憩所であるとか云ふやうな場所に看守自身でしたろうと思ふ樂書がある斯る小供らしき愚かなとをする様で在監人の戒護とか刑の執行とかなそとは思ひも寄らぬ話してある誰ても人は慾と云ふものには迷ひ易いものであるから様々の間違のあつた

との例を心得まで御咄をして置かうある看守は某囚徒より欺かれて酒の一夜造りと云ふとの傳授を受けると云ふとを信じて囚人に密かに煙草を與へて其事か發覺して遂に免職に成つた其看守は其の爲に終に發狂して自殺した然し大抵の場合看守が囚人に欺かれる杯と云ふ事は滅多にあるものではないけれども其囚人と云ふ者は醫者で多少理化學の心得もある奴であるから常に素人の知らないとを種々話しをして居たのである如何なる順序から欺かれたと云ふと彼囚人の云ふには「おなたも僅かな俸給で朝暗いから夜陰まで勤務をなさるのは實に御察しをする自分も永い刑期であつて當分社會に出るとも出来ない就ては幸にして一度に酒を作ることを知て居るから此の御話しをすることにしたらば他人に其法方を御授けに成つても多分の謝儀を出して人が悦ぶであらうと云ふことに浮かと思はれたのである又近く日本橋近傍の大きな時計屋の主人が入監中に其家の番頭が自分の主人は極めて酒が好きである何とかして酒を監獄へ送りたいと云ふ其主人に對しては忠義心からして自分の家に入出る者の差配内に押丁の住んで居るとを聞いて而して其差配人から金三圓を謝儀として送り玉子の売の中へ巧にアルコールを詰込んで押丁に密かに托したのである幸にして押丁が監

房で其機を窺つて居る内に發見して終に目的を達しなかつたのである、又社會に居て相當の位地にあつた者か入監の際受持の看守に向つて「自分は御承知の如く社會では相當の地位にあつた者であるから澤山に相當の知己朋友もあるから自分の添書を以て行かれて周旋を御頼みになれば斯ふ云ふ繁劇な務めを僅かな俸給でやつて居られるよりは貴方の幸福であらう」と云ふことを勧めて「夫には密かに手紙を認める必要があるからと筆と墨を取寄して全く目的の人間で無い虚偽の書面を一通認めて一通は密かに自分の事件の證人に當てて送る、書面を認めてそして之を郵便に密かに入れて呉れる」と云ふことを頼んだ是も幸ひに未發に發見することが出来たのである、又某囚人は受持看守に向つて「自分の所持品の内高價なる博多の帯があるから貴方には非常に御厄介に成つて居て御禮のしやうも無いから是を差上ますから誰々の名前で監獄から帯の下け戻しを出願して御用ひ下さいまし」と云ふことを云ふた者もある是も又未前に發覺することが出来たのである、以上は僅かに二、三の例であるが實に此監獄に這入つて居るものは悪事に長じて居る夫だけ惡才に富んだもので万事に付吾々を欺くことの巧みなものであるから二六時中彼等の言に惑はされぬやうにして居らなければならぬ、其外改

心の体裁を装ふて賞表を得ること計り目的の者もあるから眞の改心か將た改心を装ふて居るものであるか位いのかとは看破する眼力を持つて居なければならぬ

勤務に就ての心得は一通り御話しを終た積りであるから是より私の職務を離れて老婆心ながら二三御話しをしたいと思いますと思ふことがある、諸子は多く壯年の人である凡て巡査又は看守を志願する人は廿歳より三十歳の人が殆んど全部を占めて居る、常に私は巡査看守の爲に惜んで居ることは誠に自分の進退が輕卒でありはしままいかと云ふことを氣の毒に思ふて居る此警視廳にしても巡査看守とも惣員の約三分の一位は年々免職辭職と云ふことに成つて居る、此巡査看守と云ふことをする人の模様を見ると神奈川縣で巡査をしたと思ふや直ぐ辭して直ぐ東京へ來て看守になる或は又埼玉縣に行つて雇に成ると云ふやうな有様で、俗に渡り者と云ふやうな觀があるのだ惣体に壯年の時分には血氣が定まらないから種々心の迷ひ易いと云ふのは當然であるけれども最早丁年以上に居る人々であるから多少前途のことに就ても能く考へて自分の身を處せなければ一世身を誤ることが出来るだらうと思ふ、此監獄の職務は人間の職務としては最上のものである

から終身是に盡すが良いと云ふて私は我が田へ引水の論を以て諸氏に勸めるのではない、吾々から云へば五ヶ年と云ふ誓約期限を堅く守つて諸氏が職務に盡してさへ呉れ、ば其先は他に奉職をする、或は農業をする、又は商業をすると云ふのは隨意であるけれども譬ひ五ヶ年の後種々の事をするにも種々に心が移り易い變じ易いと云ふことは尤も人間の注意しなければならぬことであらうと思ふ、隨分世の中には非常の才子で綱を渡るが如きことをして幸福を得て居る人が無いのでは無いけれども是は千万人中で僅かに數人と云ふに過ぎないのであることと思ふ、普通の人の決して真似をすべきことで無い諸氏は常に目撃せらるゝ日本橋通りより新橋の如き又は日影町の如きは目貫の場所で見店を構へて居る商人が轉々變ずることと云ふものは實に甚だしきものである、是等は始め商業に着手する時には一寸試に遣つて見やうと思ふて創める者は無い、是を以て終身の事業にしやうと云ふ熱誠を注いで遣るのである、所が僅かに半年か壹年甚だしきに至つては貳三ヶ月位で閉店して他に轉ずる又は轉業をするのは普通人間の弱點として兎角堅忍不拔と云ふ心を持つのは實に困難のことであるけれども人間終身の幸福は廿歳から三十歳位の決心に由つて多くは決定するものであるから能く

是等のことは考へて居られたらば其からうと思ふ

又古人も能く戒めて分を守ると云ふことを云ふてあるが此事は尙更壯年の時は深く考へて居らなければ成るまいと思ふ、警視廳にては巡查看守の約三分の一位が免職辭職をする原因と云ふものは重に品行の關係又は身分に應じないことをなして負債を作り勤めも成兼ねると云ふ者が多いのである、巡查看守を志願する人は始めより決して腰掛けと云ふ人ばかりは無いのである、志願書を出す時には幸に試験に及第したいものであると希ふて居る、又既に教習生と云ふ辭令を受ければ首尾克く卒業の試験を終へて本務に服したいものであると思ふて居らぬ者は殆んど無いと思ふ、斯の如き熱心斯の如き希望を以て彌々本務に服しなから僅かに壹ヶ月二ヶ月にして職務を抛棄或は免職と云ふことの次第に立至るには抑も何が爲めであるかと云へば薄志弱行と云ふことに起因する人間として誰も薄志弱行と云ふの弱點はあるけれども如何にも残念なことと思ふ

巡查又は看守と云ふ職務は他の職務に比較しては精神を使ふことも身体を勞すること、も餘程多いのである、爲に政府も其の待遇に於ては甚なからぬ注意をして居るのである、始め巡查にしても平均の俸給と云ふものは、四圓、夫れより六圓に進

み八圓に進み終に今日では拾三圓の平均給に成つて居る部長等に至れば貳拾五圓の俸給を賜ふ。貳拾五圓の俸給は判任官としても八級俸に相當するのである。そこで一般の判任官にして見ると成程其人の勉強に由つて進んで行くのは別であるけれども判任の初任は維新後より一昨年までの間と云ふものは拾貳圓であつた。漸く夫れが近頃に至つて拾五圓と云ふまでに僅かに參圓進んだのである。夫れを巡查看守等の前の四圓から拾參圓まで進んだことに較べて見ると非常な相違がある。又恩給の如きも勅任奏任判任官と云ふ本官は十五年も勤続して勤かに俸給の四分の一を得るに止るけれども巡查看守は十ヶ年にして俸給の月額三倍の年金を終身得ることに成つて居る。彼の海軍陸軍と云ふか如き特典を受けて居る者と類似して居るだけの優遇を受けることに成つて居る。

是まで度々御話しをするが如く監獄は以前牢屋と云ふて非常に社會から賓斥されたものであるから吾々此の職に在る者は熱心に社會に向つて監獄と云ふものに同情を得ることに務めなければならぬ。然るに他の教育や勸業警察の如く直ちに人民に見へる場所と違つて監獄は典獄の許可を得なければ何人と雖も内部に這入つて親しく見ることは出來ないのであるから人間の情として自分の見な

いこと自分の聞かないことは兎角冷淡になるものである。然りと雖も他の場所と違つて自由勝手に人民に監獄の内部を見せると云ふことは是れは勿論出來ないこととであるから吾々は社會に向つて職務の秘密或は犯罪事件に差聞ひ等の無い眼りは成るべく社會に知らせると云ふ方法を執らなければならぬ。其知らせると云ふことには一面新聞等に差聞ひの無いことは公にするとか又は吾々が他人に逢つた時分には能く監獄の事情を話しをしてやるやうにせねばならぬ。

世の中の人は監獄にでも這入る者は殆んど直すことの出來ない悪者ばかりである。と云ふやうな感情を持つて居るし。又今日は如何なる有様に在監人を處遇して居るかを知て居る者は尠ないので。社會で思ふが如く到底矯正することの出來ぬものばかりが在監人であるかと云へば決してさうでは無い。又中には憐れむべき者も少く無い。又今日日本の有様は監獄なるものが單に孤立をして云はゞ監獄の補助となるやうなものは未だ少しも備はつて居らぬ。何を監獄の補助と云ふか。則ち此儘棄て置たらば終には立派なる悪人に成つて仕舞うと云ふやうな小兒を救済する感化院と云ふやうなもの。又悪事をせずとも貧民と云へば世の中に同情を寄せる者は少くないのに况んや一度監獄に陥るやうなことをすれば社會に

出て見ても構つて呉れる人が無い、車夫と成つて車を挽かんとしても車を貸して呉れる人も無ければ何業をしたくも信用なるものが地に墜ちて居る、終に苦し紛れに饑餓に迫つて再び悪事をする、是等の者を扶ける放免囚保護會社と云ふやうなもの又人間としては不幸にして老て見の無い者幼見にして両親を失ひたる者不具癱疾と云ふ者も澤山にあるのである、是等は吾々人類が同胞に對するの義務として相當の助けを與へてやらなければならぬ、然るに未だ日本には斯る者を容れべき所の設備は少しも無い、僅かに東京小石川に養育院なる者がある、地方杯に至つては皆無と謂つて宜しいやうなもので、扱て入監する種類の者の内などにも婦人の犯罪などに就て誠に憐むべき者が多い、犯せる罪は重罪にして放火をしたか又は人殺しをしたとか云ふやうな大罪を犯して居るけれども其原因は痴情の果てが多いのである、人間と云ふ者は男女の情慾に關しては或る場合には殆んど狂人と云ふやうなことが多い、況んや婦人杯になつては男子に愛を失ふたとか又は他の婦人に情夫を奪われたとか云ふ時分には殆んど其際は狂氣して居るであらうと思ふ、犯罪の跡から見ると如何にも馬鹿々々しいことをして居るのである、是等のことは吾々の如く罪人に直接して居る者でなければ事情が委しく分るもの

では無い、又監獄の實際のことは餘程社會のことに注意する人とか其當局者であるとか云ふやうな人でなければ經濟の有様などは知る人は尠ない、警視廳監獄は一ヶ年には三十二万圓の金を要すとか或は入監者の内で七八十名の病死者を壹少年に出だすとか又は犯罪者の比例であるとか、男と女の犯罪の割合であるとか、丁年未丁年の割合であるとか、囚人の日々役を取つて居る工錢の收入であるとか、又犯罪者には配偶のある者が少くないとか、子供のいる者が少ないとか、かう位のこととは監獄に職を奉ずる人は常に心掛けて知て居て貰はなければならぬ、是等のことは外部の人に向つて話しの序でに云ふて聞かせれば監獄と云ふものに同情を得るのみならず其の話しを聞く人の一つは子弟の家庭教育上にも益を與へることが尠なからぬと思ふのである。

總て官廳の事務は其長官より下小使に至るまで能く職務に深切である、則ち忠實であるとか云ふこと、又能く一致して己れの職を奉ずると云ふことが必用であるけれども就中此監獄の如き單にテーブルに向つて筆算を取ると云ふやうな事務ではない、所謂活物扱ひ其活物の内でも社會より棄てられ人より疎んぜられた種類の者のみを集めてある場所を取るものであるから如何に典獄一人が熱心事に當

つても又は看守長や下級の人が何程勉勵しても届くことでは無いのであるから署員擧つて所謂衆の力を以て盡すといふことが尤も大切な場所であるから幾重にも諸子の職務に忠實であると云ふことは深く希望すること、此の自分のする職業に忠實であると云ふことは自分の取て居る職業の上に必要なるのみならず一身の爲めにも能き學問であらうと思ふ、諸子は將來社會に立つて三十年四十年の永き間種々の事業に關して世の中の務めを果すのと共に自分の身に幸福も享けなければならぬと云ふ多望な身體であるから一度したことは是を果すと云ふことの癖を付けるのが必要であらうと思ふ人に由つては此の職は自分の性に合はぬ仕事である、此の仕事は自分には不向きであるからと云ふの口實を以て自分の仕事に忠實で無い人が世間に往々ある、是は大變に心得の違つたことだらうと私は考へる、凡て一つの事に眞面目の人は必ず萬事に眞面目であるに違ひない、古聖人も言はれた通り忠臣は孝子の門より出づと、人間には終身の間には幸不幸遇不遇と云ふものがあつて如何なる立派な人でも止なく賤しい職業をもせんければならぬ時がある、昨日までも社會に然るべく立つて居つた人も今日は人間の職業としては尤も下等なる馬糞を拾ふと云ふ境遇に陥ることがないとも云へない

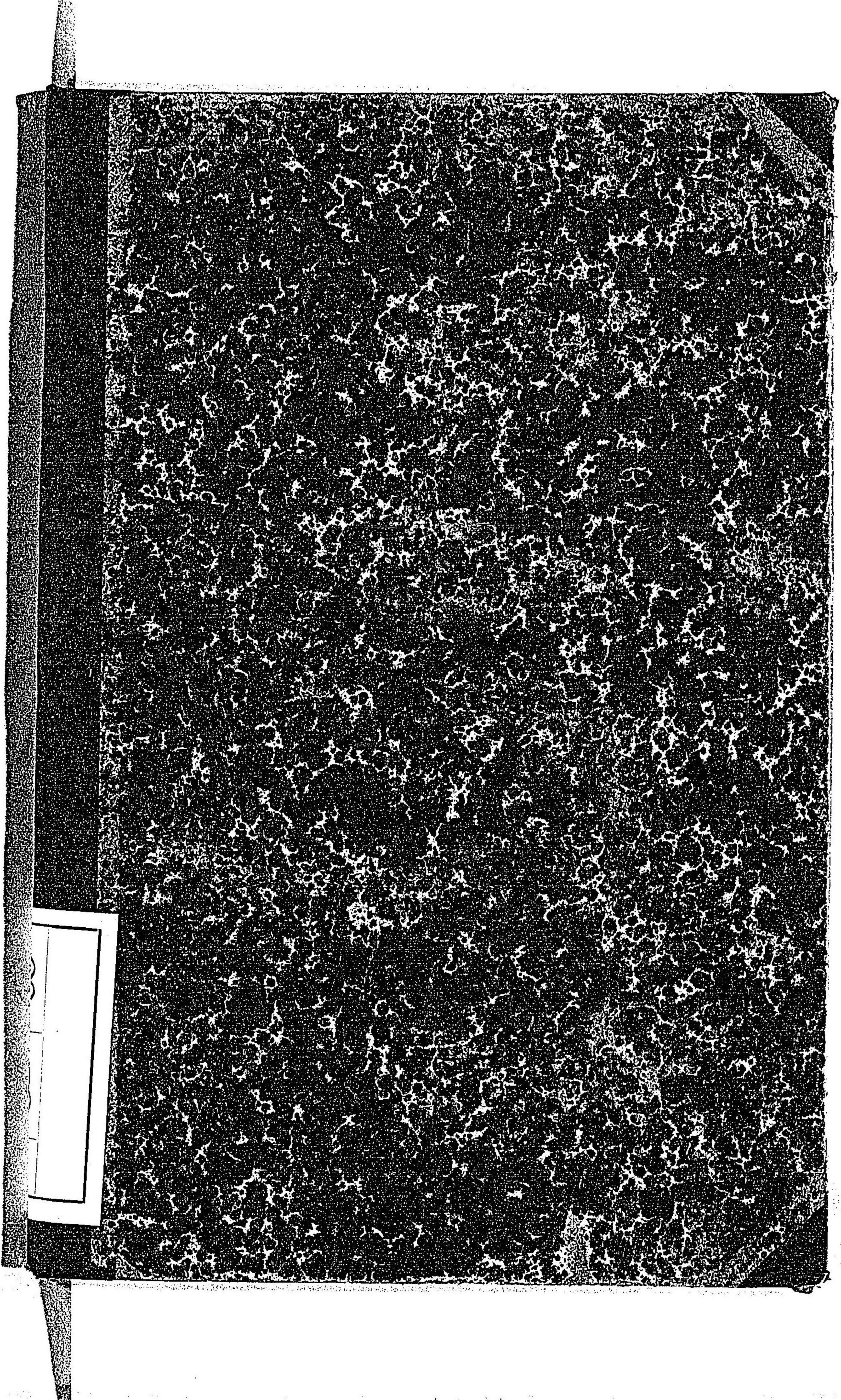
けれども、是は決して恥入ることではないと思ふ、自から求めて其境遇に至ると云ふ事をするには及ばないけれども時の運に由つて止を得ずする場合には決して他に對して恥入ることはないのである、よし自分が不幸にして是等の業を取らねばならんことになつても是は自分の一つの職業であると言つて矢張其職に忠實にするると云ふことは大切なことであらうと思ふ。

以上話したことは誠に老婆心で自分の職務の上からして話しをするのでは無いけれども、自分も明治五年警察の職務に就て以來今日まで二十八九年間の内には殆んど萬以上を以て數へる人と或は同僚となり下僚として常に巡查看守と云ふ人の進退に輕忽なることを歎いて居つた餘りに斯の如き話しをしたのであるが、此意を了して諸子が將來職務に忠實ならんことを只管希ふ所である。

看守勤務(完)

2/35

92
59



92
59

037294-000-7

92-59

看守訓授筆記

藤沢 正啓/述

[M34序]

BBT-0104

